

平成25年度宍粟市議会決算特別委員会会議録（第5日目）

日 時 平成25年9月24日（火曜日）

場 所 宍粟市役所議場

開 議 9月24日 午前8時56分

付託議案

（市民生活部）

- 第 95号議案 平成24年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について
第 96号議案 平成24年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定
について
第 99号議案 平成24年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認
定について
第 107号議案 平成24年度宍粟環境事務組合一般会計歳入歳出決算の認定につ
いて

（水道部）

- 第 95号議案 平成24年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について
第 101号議案 平成24年度宍粟市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて
第 102号議案 平成24年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて
第 103号議案 平成24年度宍粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定
について
第 104号議案 平成24年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて

出席委員

委員長	岡 前 治 生	副委員長	鈴 木 浩 之
委員	飯 田 吉 則	委員	小 林 健 志
〃	西 本 諭	〃	秋 田 裕 三
〃	東 豊 俊	〃	林 克 治

欠席委員

委員 高山 政 信

出席説明員

(市民生活部)

[市民生活部]

部	長	岸 本 年 生	次	長	落 岩 一 生
市民課	長	鳥 居 洋 子	市民課副課	長	小 谷 慎 一
市民課国保年金係	長	岡 田 美 佳	稅務課	長	平 瀨 忠 信
稅務課副課	長	久 具 山 圭 子	債權回収課	長	名 畑 浩 一
債權回収課副課	長	清 水 敬 司	生活衛生課	長	長 尾 一 司
生活衛生課副課	長	宮 田 隆 広			

[一宮市民局]

地域振興課 長 中 務 久 志

[波賀市民局]

地域振興課 長 富 田 健 次

[千種市民局]

副局長兼地域振興課 長 立 花 時 男

(水道部)

[水道部]

部	長	船 引 英 示	次	長	藤 原 卓 郎
次長兼上下水道課	長	福 岡 清 志	管 理 課	長	福 井 功
管 理 課 業 務 係	長	進 藤 美 穂	上下水道課副課	長	太 中 豊 和
水 道 係	長	石 原 佐 市	下 水 道 係	長	石 垣 貴 英
施 設 係	長	中 田 一 美			

[一宮市民局]

地域振興課 長 中 務 久 志

[波賀市民局]

地域振興課 長 富 田 健 次

[千種市民局]

副局長兼地域振興課 長 立 花 時 男

事務局

事	務	局	長	中	村	司	課	長	宮	崎	一	也
主			幹	清	水	圭	子	主	查	原	田	涉

(午前 8時56分 開議)

岡前委員長 皆さん、おはようございます。

特に、決算委員の皆さんには、今日が最終日になりますので、最後お疲れだと思いますが、よろしく願いいたします。

また、市民生活部の皆さんにお忙しい中、決算委員会に御協力いただきましてありがとうございます。

今回の決算委員会は、事前に決算書や成果説明書また監査の意見書や、それぞれの部でつくっていただいた独自資料を事前に配付していただいておりますので、それを事前に委員さんは目を通していただいておりますので、それを前提に進めさせていただいております。

部長のほうから、最初5分ないし10分程度でどうしてもこのところは説明しておきたいというふうなことがありましたら、挨拶を兼ねてお願いをしております。

それと、あわせて今日は市民生活部の中で、しそ環境事務組合の最後の決算書が出てきておりますので、これもあわせて市民生活部の中で審査することになっておりますので、委員の皆さんにはよろしく願いをいたします。

それと、職員の皆さんにお願いでありますけれども、質疑がありまして、答弁される際には、「委員長」と挙手をしていただいて、机の前のマイクの赤いランプが点灯したことを確認していただいて、私が氏名と役職を申し上げますので、それから発言していただきますようお願いいたします。

質疑については、全て一問一答で行いますので、そのような進め方でさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

それでは、部長、よろしくお願いします。

岸本市民生活部長 おはようございます。連日の審査御苦労さまです。本日は市民生活部の決算審査、よろしく願いいたします。座って失礼します。

最初に、市民生活部の概略を御説明申し上げます。

平成25年度の市民生活部は、組織・機構の見直しによりまして債権回収課を所管しておりますけども、平成24年度につきましては、税務課内で滞納整理を行っております。また、先ほど委員長も言われましたように、宍粟環境美化センターは、平成24年度末をもって閉鎖しておりますので、本日、宍粟環境事務組合の決算審査もあわせてお願いしたいと思います。

市民生活部は、市民の皆様と接する機会の多い部署であります。正確な仕事はもちろんのこと、常に明るく親切丁寧な対応を心がけるとともに、市民サービスのよ

り一層の向上に努めているところでございます。

業務的に、市民課は市民の皆様が安心して医療を受けられるよう、医療給付、医療費及び高額医療費等を給付しております。また、平成24年度は乳幼児医療助成制度、子ども医療助成事業を充実させ、小学生以下の通院、入院、中学生の入院に係る医療費を助成しております。

市税の滞納整理につきましては、宍粟市の一番大きい財源でございますので、平成23年度から新規の滞納者をつくらないことを目標に取り組んでまいりました。結果は、従来滞納伸び率が少し改善されたと思っております。

生活衛生につきましては、平成25年度から、にしはりまクリーンセンターでごみ処理を行うことになっておりましたので、平成24年度は従来8種類から18種類の分別を施行いたしました。収集体制も5体制から9体制で実施しております。あわせてごみの減量化についても推進いたしました。

次に、宍粟環境美化センターでございますが、平成2年4月1日に供用開始して以来、23年間操業いたしましたけども、平成24年度末で閉鎖をいたしました。この間には、平成9年4月にダイオキシン問題で焼却部分を閉鎖をし、平成11年にRDF施設、ごみ固形燃料化施設を供用開始しております。西播磨広域エリア3市2町でごみを処理することになり、美化センターでごみを処理することはなくなりましたが、美化センターの役目が終わったわけではございません。今後、にしはりまクリーンセンターから出てくる不燃残渣の受け入れを行います。また、それにあわせて水処理も継続して行っていくこととなります。

非常に簡単な説明になりましたけども、この後、御質問を受ける中でお答えさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

岡前委員長 ありがとうございます。

先ほど言い忘れておりましたけれども、高山委員は身内の葬式ができたということで、今日は欠席になっておりますので、御了承よろしく願いいたします。

それでは、質疑の事前通告が林委員から出ておりますので、まず、林委員のほうからよろしく願いいたします。

林委員 おはようございます。質疑通告を早う出せということで、決算書だけ見て出しています。それで、委員会資料が遅くから出たんで、それとはちょっと合致しない部分があるんですが、ちょっと的外れな質問をするかもわかりませんが、よろしく願いいたします。

決算書の11ページ、市税のとこなんですが、市税の合計欄を見ましたら、収入未済額、これ滞納額になると思うんですが、これが私の計算では1割を超えておるような額になってます。私は内容をよく知っとんであれなんですけども、内容をよく知っておられない市民の方が見られたら、滞納が1割もあるんかいやと。端的に言うたら10人に1人が税金納めておらんのかいやというような捉え方もされかねません。そういうことで、何%ぐらいだったらちょっと計算が難しいんであれなんですけども、何割ということになったら、誰でも簡単に計算できるんで、このままいったら滞納される方が増える可能性もあるんで、収入未済が1割を超えておるといようなことで、負担の公平性が保たれておらんとするんですけども、その負担の公平性がこの額で保たれておると思っておられるのかどうか、お伺いしたいと思います。

岡前委員長 答弁。

平瀬税務課長。

平瀬税務課長 失礼します。先ほど林委員から言われました市税の合計の調定額に対する収入未済額の割合が1割を超えている状況で負担の公平性が保たれているのかという御質問だと思うんですけども、平成24年度決算では、市税全体に占める収入未済額は林委員言われますように滞納繰越額の影響によりまして10.7%というようになっております。特に市税の滞納繰越額が合併以降年々増加傾向で推移しており、平成24年度決算では若干減少に転じたものの、合併年度の1.5倍の9億2,500万円まで膨らんでいることが収入未済額の割合を高くしていることが要因となっております。

また、この状況につきましては、税負担の公平性の観点から大変憂慮すべき状況であると考えております。

市では、滞納対策を喫緊かつ最も重要な課題の一つと位置づけ、徴収方法や債権回収課を設置するなど、体制の見直しを行いながらも現在継続的に取り組んでおります。今後も新たな滞納者を増やさないことを基本方針に、従来から実施しております年2回の徴収強化月間の設定や口座振替の推進などに加えて、昨年度からお願いしております兵庫県個人住民税等整理回収チームとの共同の整理の実施や、徴収事務のレベル向上のために引き続き県職員の派遣をお願いして、滞納徴収を推進していきたいと考えております。

また、この10月からは納税者の利便性の向上を図るために、コンビニ収納なども導入することを考えておりました、納税環境の整備にも取り組んでおります。

以上でございます。

岡前委員長 林委員。

林委員 いろいろと工夫されておることはわかります。決算委員会の資料も見ましたら、差し押さえ等もかなりされて、努力されておるということはよくわかるんですけども、一般市民がこの数字を見られたら、そう感じられると思うんで、債権回収課もできたりしてやっとなで今後減るだろうと思うんですけども、やっぱりそういう滞納がちょっとでも減るように努力していただきたいと思います。

次に行きますけども、同じ11ページのところで、市民税の個人の現年分で不納欠損が10万4,400円出とんですけども、現年分で不納欠損出すというのは、よっぽどの理由がないと出んと思うんです。出してもあかなだろうと思うんで、何でこの不納欠損が現年分で出とんか、この理由をお伺いしたいと思います。

岡前委員長 答弁。

名畑債権回収課長。

名畑債権回収課長 この件につきましては、納税義務者が平成24年中に死亡されました。また、その相続人全員が相続放棄をされました。したがって、地方税法第15条の7第5項の納付義務の消滅ということで、現年課税分ではありますが、不納欠損処理といたしております。

以上です。

岡前委員長 林委員。

林委員 死亡されたということなんですけども、相続関係かなり難しいところはあると思うんです。そやさかいに、この人はほんまに相続する人がおらなんだんかということがあるんですけども、やっぱり最終的なところまで調査されて、相続人がおったらやっぱり相続人から徴収するというようにしてもらわなければならないと思うんです。今回の事情はよくわかりました。以上です。

また、続けていきますけども、11ページ、都市計画税なんですけども、これの収入未済が2割近くの収入未済があるんですけども、他の税目から見たら、かなり収入未済額が突出してます。特別な理由があるんだと思うんですけども、どういうことで都市計画税がこれだけ収入未済があるんか、お伺いしたいと思います。

岡前委員長 答弁は。

平瀬税務課長。

平瀬税務課長 都市計画税の収入未済額につきましては、林委員言われますように、19.4%が収入未済額の率になっております。都市計画税につきましては、旧山崎町

管内の都市計画区域にある土地と家屋について課税をさせていただいておるわけですが、収入未済額が約2割となっておりますが、収入未済額に影響する特別な理由は特にないと考えております。

岡前委員長 林委員。

林委員 都市計画税は固定資産税と一緒に賦課徴収されておるんで、固定資産税もそれにあわせて滞納が多くなってます。都市計画事業がなかなか進んどらんということで、都市計画税を納める人が少ないというか、滞納が多いんじゃないんですか。

岡前委員長 答弁。

平瀬税務課長。

平瀬税務課長 その都市計画につきましては、都市整備課なり他の部署でやっていただいとんですけども、特に私ども税務課のほうで徴収する側としましては、先ほど申し上げましたように、特に特別な理由はないというように考えております。

岡前委員長 林委員。

林委員 私が思うんに、都市計画税は都市計画事業をするために使う税金だと思うんです。そやさかい、その税の目的からいうて、そういう事業が進まんのに何で税金だけ払わんとあかんのやという人はかなりあると思うんです。そやさかいこの20%の収入未済が出てきておるんだと思うんですけども、やっぱり税務課のほうでは税の賦課徴収いうことであれなんですけども、やっぱり事業目的に沿った税金なんで、事業課とよく調整してやっぱりせんと、税務課だけがえらい目に遭うというような格好になるんで、土木部のほうとのそういう事業関係の調整とかいうのはされておるんですか。

岡前委員長 誰か答弁できますか。

岸本市民生活部長。

岸本市民生活部長 先ほど委員さんが言われるように、都市計画というものについて何とか進めてほしいという地元の、地元というか、個人的に要望があるというのは存じ上げております。そのことがあるで、この都市計画税が滞納になっておるといふうには理解しておりません。あくまでも固定資産税の中に含まれて徴収させていただいておりますので、こと、都市計画があるからというぐあいではないといふうに理解しております。

それと、事業課との打ち合わせにつきましては、特に都市計画、この事業について云々ということは税務課としてはしておらないのが現状でございます。

以上です。

岡前委員長 林委員。

林委員 都市計画事業とは全く関係ないという答弁なんですけども、やっぱり関係があるんだと思うんです。ほかの税目から比べてこれだけ未納が多いということはやっぱり何か原因があるだろうと思うんです。そこらもによく調査して、精査して、また報告してほしいと思います。

それと、この市税の中に都市計画税、これ市税一本の中に含まれとんやけども、これが含まれとるで、そういう滞納額がかさ上げされておるような気がします。それで、これ一般普通税の中の市税の中に含めんとあかんもんなんですか、この決算上。

岡前委員長 答弁できますか。

平瀬税務課長。

平瀬税務課長 都市計画税につきましては、都市計画課税条例に基づきまして固定資産税に100分の0.2%上乘せして徴収するということになっておりまして、その関係もございまして、先ほど林委員言われますように、都市計画税、ある面では目的税みたいなところがございまして、この決算の普通税の中に入れるということになっておりますので、御理解をお願いいたします。

岡前委員長 林委員。

林委員 都市計画税は固定資産税と一緒に徴収しなければならないという法律にはなっていないと思うんです。してもよろしいということになっと思っと思うんで、もし国保税みたいに目的税として別個に計上できるなら、そうされたほうが税務課としても、これだけ滞納がごっつ増えいでもええようなことになるだろうと思うんで、そこらも研究してほしいと思います。

以上で税のほうの質問は終わります。

岡前委員長 先ほどの答弁はいいですか。

林委員 いいです。

次に、ごみ袋の関係なんですけども、これも決算書だけで見とんですが、ごみ袋代、市がこれ契約されてつくられておるんかどうかわからんのですけども、ごみ袋を市が購入されて、それを販売されてます。この販売代と販売手数料、民間の商店とかに手数料を払われてますけども、それら差し引いたら約2,300万円ほど差ができておるんですね。それで、購入原価からしたら、かなり高い口銭取っと思っ思うんですか、高うで売られてます。この2,300万円ほどの差額、これ何かに充当されておるだろうと思うんですけども、何に充当されておられるんですか。

岡前委員長 答弁は。

長尾生活衛生課長。

長尾生活衛生課長 2,300万円程度の差額があるということなんですけど、この2,300万円の充当先につきましては、P T A等がされておりますリサイクル資源集団回収奨励金、また、生ごみ処理機を買われた場合に補助をしております生ごみ減量化促進事業の補助金等の環境政策関連の補助金に充当しております。

以上です。

岡前委員長 林委員。

林委員 環境政策関係に充当しとると言うんですけども、これ一般の市民からその費用を出さんとあかんものなんですか。これやっぱり市として別の政策として市が負担すべきじゃないですか。ごみ袋代からそこに充てる必要があるんですか。

岡前委員長 答弁。

長尾生活衛生課長。

長尾生活衛生課長 おっしゃるとおりなんですけど、広い意味で環境政策に使っていくということで、充当しております。

以上です。

岡前委員長 林委員。

林委員 これはちょっと考え方がおかしいと思うんです。来年度からの予算で検討してほしいんですけども、ごみ袋代をみんなから高う取って、それをそっちのほうに充てるというのは、ちょっと目的がおかしいと思いますんで、一考をお願いしたいと思います。

それで、今さっきも部長のほうから説明がありましたけども、平成24年度から分別が変わって、多くの分別にせんとあかんようになってんす。それで、今までよりもごみ袋をようけ買わんとあかんようになってんす。そやさかいに、これだけ2,300万円も今までだったらごみ袋少のうて済んだんやけども、ようけ要るようになってます。そやさかいに、これだけ差額出すようになったら、袋代をもっと原価に近い価格で販売すべきじゃないんですか。これは誰に言うたらいいんかな。

岡前委員長 答弁は。

長尾生活衛生課長。

長尾生活衛生課長 ごみ袋代の単価が高いと言われております。昨年度、平成24年度から分別始まりまして、資源ごみ袋やら資源ごみのシール等は増えております。資源関係の袋につきましては製作単価で販売させていただいております。それと、

以前からあります燃やすごみ袋とか、燃やさないごみ袋、これにつきましてはずっと従来の単価で販売させていただいております。

以上です。

岡前委員長 林委員。

林委員 そのごみの分別、全てリサイクルに回すということを奨励するためにも、やっぱり袋がようけ要るんです。やっぱりもうちょっとごみ袋単価下げて、これだけ2,300万円も市に残す必要がないと思うんです。やっぱり私とこでも袋、かなり、もう3倍ぐらい袋増えてます。そやさかいに、それだけ市民の負担が増えんですから、やっぱり負担を軽うするような考えをして、やっぱり分別の推進をしたり、リサイクルの推進をすべきなんだと思うんです。そやさかい、今までこうだったからこうですという考えでなしに、やっぱり考え直さんと市民にこうしてくれ、ああしてくれ言うたって、なかなか難しいと思うんです。そやさかい、ごみ袋もちょっと下げますからお願いしますとかいうような方法でやられるべきだと思うんです。

ごみ関係の予算の中で2,300万円いうたら微々たる額だと思うんです。それはやっぱりごみ袋代のほうに還元すべきだと思うんです。と思いますけども、どうですか。

岡前委員長 答弁、誰ができますか。

岸本市民生活部長。

岸本市民生活部長 議員さんも御承知のとおり、ごみの減量化の推進の一環として当然個人さんにも、市民の方にも負担していただくということで、ごみ袋は有料にしております。しかしながら、その反面、ごみの減量化を市民の方にも御協力いただくと、推進していくという中で、リサイクル資源の集団回収に補助金として出したり、生ごみの減量化の促進事業の補助金ということで使わせていただいているという事業でございますので、御理解いただきたいと思います。

岡前委員長 林委員。

林委員 何でごみ袋代を高うしてまで集団回収とか、そういうほうの費用に充てんとあかんのか、ちょっと理解できんのんです。これはまた一般質問で市長に聞きたいと思います。

これでごみの関係は終わります。やいやい言いよったってけりがつかないので、終わります。

次、国保の関係なんですけども、国保事業会計、決算書の29ページ、保健事業費

の関係です。保健衛生普及費でレセプト点検とか、医療費通知をされてますけども、これの成果、費用を大分かけておられるんですけども、費用対効果、成果はどれぐらい年間にあるんですか。

岡前委員長 答弁。

鳥居市民課長。

鳥居市民課長 年間レセプト点検は約17万件取り扱っております。その中で効果額として1,430万円程度が上がっております。医療費通知につきましては、今のところ効果額というのは出ておりませんが、保険者に適正な受診を行ってもらうためには、受診回数とか医療費などの認識を行ってもらうために送っております。

以上です。

岡前委員長 林委員。

林委員 レセプト点検、今、何人でされているんですか。

岡前委員長 鳥居市民課長。

鳥居市民課長 3名です。

岡前委員長 林委員。

林委員 3名でレセ点されて、1,430万円の成果が上がっておるといことなんで、金額的にはレセ点のほうは成果が上がっておると思います。また、レセ点の関係は年によっても金額に反映される部分がまた違うと思うんで、続けていっていただけたらと思います。

医療費通知の関係なんですけども、私もたまに医者へ行くんで、医療費通知ちょっと忘れた時分から通知が来るんですけども、やっぱり中身、ほんまにここへかかかったなというぐらいしか見んと思うんです。それで、ほかの人もそうだろうと思うんですけども、ああ、通知が来たなと。見て、銭払えという通知やったら本気で見るんやけども、そうじゃなかったら、まあというような感じで、医療費通知しますというけども、あんまり効果がないように思うんです。それで、医療機関が不正請求したりしとる場合には医療費通知でわかることもあると思うんですけども、なかなか効果が出てないんじゃないかと思うんです。

それで、これは医者にかかった人ばかりの保険事業の対策をされておると思うんです。そやさかいに、私が言いたいのは、市民の中に国保は世帯ごとに税金かかっとなんで、世帯別でないとしてこんと思うんですけども、やっぱり1年間1回も医者にかかっとならという世帯があるだろうと思うんです。そこらに保険事業費の中からやっぱり健康で1年間おられましたというようなことで、何かその人たちに還元

されるような事業いうんですか、方策を考えられたらどうかと思うんです。その人たちは保険なんで税金をずっと負担されて使わんとみんなのために保険税かけられてます。そやさかい健康で1年頑張ろうぜということで、健康に留意されて医者にかかっておられないわけなんで、そういう健康を維持するためにも、別の体のほうの保健のほうで費用をかけて検診をされたりいろいろとされてます。そういう費用から比べたら、ほんまに自分たちがそういう健康に留意して医者にかかるとおられるわけなんで、その人たちに何らかのものを還元するいうんですか、するべきじゃないかと思うんですけど、いかがですか。

岡前委員長 誰が答弁できますか。

岸本市民生活部長。

岸本市民生活部長 林委員さんの言われることは保険を使わなかった場合、何かの報奨的なものという考え方かなというふうに思います。以前、我々入っております共済組合の保険も使わなかった場合、何か記念品的なものが配付されていた時期がございます。最近ちょっと毎月医者に行っておりますので、そういった経緯はちょっとわからないんですが、昔、元気な間はそういったことで何回かいただいたことがございます。恐らく委員さん言われている部分もそういったことかなというふうに思っております。促進していく上ではそういったことも一つの手法になるかなというふうには思いますので、また今後検討していきたいというふうに思います。

以上です。

岡前委員長 林委員。

林委員 宍粟市内でもそういう人、家庭、少ないと思うんです。数は。だから、毎年どうのこうのというんが無理だったら、3年に1回とか、5年に1回とか、続けて医者にかかっておられない人にそういう医療費セットを贈るとか、救急セットを贈るとかいうことをされたら、またそれが励みになって、よし健康でおって医者にかからんようにしようぜということになるだろうと思うんです。そういうことのほうがいろいろ市がこうせえ、ああせえ言うよりも効果があると思うんで、いろいろな方策を考えてほしいと思います。

以上で終わります。答弁いいです。

岡前委員長 以上で質疑の事前に通告のあったものは終わります。

それで、次の質疑は高山委員になっておりましたので、高山委員、欠席ですので、もう随時質疑のある方から挙手の上、発言をしてください。

どうぞ。鈴木副委員長。

鈴木副委員長 よろしく申し上げます。

常に税の滞納の件についていろいろなところで質問なりがあるんですけども、実際、この滞納額というか、滞納率みたいなものは他市町と比べたときに、いいのかわいのかという評価はどうなんでしょうか。

岡前委員長 はい、答弁。

名畑債権回収課長。

名畑債権回収課長 お答えいたします。

今、宍粟市の徴収率ですけれど、現年分、この数字でいきますと、平成24年度の数値ですけれど96.3%、滞納繰越分については21.8%となっております。町のデータのほうはちょっとまだこちらのほうに入ってきてないんですけど、県下の市の中では非常によいほうではございません。下から数えたほうが早いということで下から3番目というような数字となっております。

以上です。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 ということは、何かやはり原因があるというふうに思うんですけども、その原因をどのように分析されていますか。

岡前委員長 名畑債権回収課長。

名畑債権回収課長 滞納の原因につきましては、いろいろあると思いますが、一番考えられますのは、経済情勢が非常に不安定であり、非正規雇用とかパート、ニート、雇用なんかの拡大といった就労環境の悪化、多様化といった社会的な要因がまずあると思います。それと、宍粟市に限らずなんですけれど、国の税源移譲がございました。当然地方税の負担部分が増えましたので、それぞれ徴収率に欠けますので、滞納額については増加に繋がったというようなこと。それとまた、一般的ですけど、公共性とか社会性の欠如といった納税意識の低下といったものも側面的な要因と考えております。

それに基づきます対応につきましては、先ほど部長のほうで説明いたしましたとおり、新たな滞納を増やさない取り組みとこのをここに重点的に取り組んでおります。徴収強化月間の確実な実施ということで、年2回55班体制でやっております。また、口座振替納税の奨励とか、平成25年の下半期、この10月からですけれど、コンビニ収納なども開始しまして、納税環境を改善するような取り組みもいたしております。

また、従前からやっております適正な法的手続の実施ということで、督促、催告の確実な実施、それから財産調査の実施、納税相談の実施といった県の回収チームとの連携を行いながら進めております。

また、この5月からは債権回収課が設立されたことにより、徴収についてより一層重点的に取り組むといったこともしております。

それから、9月からは任期付き職員を1名採用いたしまして、特に現年課税分の収納につきまして、重点的に取り組んでおります。

以上です。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 滞納が県下で下から3番目ということで、その原因というところで、全てどの市町にも当てはまる原因しか分析できていないと思うんですけども、特に市特有の原因があるというふうに思うんですけども、そのあたりどのように捉えていますか。

岡前委員長 名畑債権回収課長。

名畑債権回収課長 先ほど申しましたように、今、徴収のほうをかなり強化いたしております。滞納処分につきましても、県の回収チームの指導等を仰ぎまして差し押さえの件数も増えております。今までの取り組みにつきまして、総じて田舎について、田舎と申しますか、このようなところについては私の分析ですけど、徴収のほう滞納者に対して甘かったのではないかなと考えております。そういった部分では適正な徴収体制の強化、これに重点を置いて取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 では、県下でも徴収率が高いところは、そのような対策をとっているというふうに認識しているというふうに考えてよろしいのでしょうか。

岡前委員長 名畑債権回収課長。

名畑債権回収課長 はい、いろいろ勉強に行かせていただきましたけれど、どこともいろいろ滞納については大きな課題と捉えておられまして、積極的に取り組まれていると思います。宍粟市についても合併以降それらについて一生懸命取り組んでいると考えております。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 滞納整理していただければいいと思うんですけども、是非債権回収

課というのができたということで、恐らくその費用と徴収の効果、対費用効果は明らかに出てくると思いますので、是非そのあたり、例えば1万円の借金を回収するのに、3万円も4万円も費用かけて回収する人はいませんので、そのあたりB/Cというか、対費用効果が最低でも1、それ以上にならないと、回収した意味がありませんので、回収した額よりも費用がかかるような仕方だけは絶対にしないようにしていただきたいと思います。

税の関係で、これは明確なデータがあるわけではありませんけども、今まで都市計画税、先ほど林委員のほうからも事業が推進していないから、納税するということに繋がっていないということもあるのではないかと原因の指摘ありました。固定資産税のほうもこれは聞くところによると、評価の違い、例えば農地なのに住宅として課税されているのが何年もしたとか、いわゆる徴収の課税の間違いというんですか、そういったものがあつたというふうにお聞きしているんですけども、市のほうとして、そういった固定資産税の評価違いということの件数なりというのは、これまでどのような感じで把握されていますか。

岡前委員長 平瀬税務課長。

平瀬税務課長 ちょっと農地を宅地にだとかいう、その課税の誤りの件数についてはちょっと資料を持っておりませんので、正確な件数はちょっと申し上げられないんですけども、基本的に農地、例えば田んぼである、畑である、これを宅地にされるというケースもまれにあるんですけども、その場合、農転の手続等々もされないままに勝手にという言い方は失礼なんですけども、やられている場合がございます。それにつきましては、何年か後に私ども各場所を調査をする中で発見すれば、その段階で納税者の方に修正なり、増額になる場合もございますけども、そういう訂正のほうをお願いしております。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 今、手元にデータがないだけでデータは把握されているというふうに考えていいんですか。

岡前委員長 平瀬税務課長。

平瀬税務課長 還付した件数を拾い上げれば件数は出ます。今ちょっと資料がございませんので、大変申しわけないんですけども。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 拾い上げればということで、拾い上げてあるのかないのかということなんですけど。拾い上げてあるんですね。

岡前委員長 平瀬税務課長。

平瀬税務課長 拾い上げればあります。

岡前委員長 その件数出してもらいましょか。

鈴木副委員長 ごめんなさい。拾い上げればあるということは、まだ拾い上げてないということでもいいんですよ。

岡前委員長 その件数出してもらいましょか。

鈴木副委員長 はい、結構それ公式の場ではないんですけども、インターネット上とかで評価が違った、つまり多く支払われされていたという部分、だから、実際には農地なのに宅地として課税されていたとか、そういう部分も結構ちらほら目にしますので、是非その評価の違いみたいな件数を引っ張り出してもらって、どれくらいあったか把握してこちらに情報を開示していただければと思います。

岡前委員長 岸本部長、そのあたり資料を作成していただけますか。間違っって過誤納があった分。

岸本市民生活部長。

岸本市民生活部長 詳細というか、本来、賦課に関しましては申告制の部分があります。先ほど税務課長が言いました、今現在で把握している部分ということで、計数程度になろうかと思えますけども、それは出せると思うんです。

岡前委員長 ほなら、そういう要望がありますので、資料として提出してください。

それでは、続いて、鈴木副委員長。

鈴木副委員長 先ほどその滞納が多いということで、納税意識の低下みたいなところを原因として挙げられましたが、申しわけないですけど、市民のほうの納税意識というのが低下しているのは、もしかしたら社会情勢上あるのかもしれないんですけども、一方で、そういった都市計画の税がある事業に対してに課税されているのに、それが進んでいないであるとか、先ほど言った固定資産税の評価が間違っているであるとか、そういったところがいわゆる納税をしても、それが適切に使われているとか、適切に徴収されているということが見えてこない、それが納税率の低下に繋がるといふふうに思ってますので、是非そのあたりは払え払えという以上にしっかりとそのあたりを適切な情報を開示するなり、適切な課税をするなりしていただかないと、市民にばかり納税意識の低下だといふふうに問題を投げかけられても困る部分がありますので、そのあたりは是非今後債権回収に力を入れられるのであれば、そのあたりもセットで考えていただきたいと思います。これは答弁結構です。

税に関しては以上なので、これで結構です。

岡前委員長 ほかの委員ございますか。どなたでも。

小林委員。

小林委員 ないようですので、ひとつごみのことについてお尋ねいたします。

私、産業部のほうにおりまして、いろいろ農林のほうにお願いをするんですが、なかなか前へ進みません。といいますのが、いわゆる動物の残骸ですね、これを農林のほうに話しして処分場をこしらえてほしいということをもう10年前ぐらいからずっと話をしておるんですが、農林側としては処分をしてくれ、とってくれと、シカを減らしてくれ、イノシシを減らしてくれというふうな言葉ばかり出て、あとのいわゆる処分のことを一切考えておりませんので、何回も声を出すんですけども、やっぱりこの課にお願いするんが一番いいんじゃないかなと思ひましてお尋ねをするんですが、ちょっと前へ進んでおりますか。その残骸の処分。

岡前委員長 岸本市民生活部長。

岸本市民生活部長 ここで、いや、できてますというのが一番、委員さんの御質問にお答えできるという範囲かと思うんですが、ただ、以前から言っておりますように、うちでできることは、例えばへい死動物についてはにしはりまであったり、それからうちの火葬場であったりというところでは処分できとるんですが、有害鳥獣については残念ながら今のところされてないと。産業部についても制度としては補助金を出して埋設するというようなところ。今、議員さんが言われるように、全体的に高齢化が進んでいく中でどういうふうにするんやという課題が見えておるんは確かなんですが、ただ、うちのほうの対応としてはもうそれぐらいしかできんと思ひます。御理解いただきたいんですが。

岡前委員長 小林委員。

小林委員 ごみの分別を18種類か、何か大きな分け方をやれと言ひながら、一方ではもう放置して、好きなように捨てとけというふうなことですよね。仮に宮崎なんかで牛の病気が出たときなんかは、きっちり石灰か何かわかりませんが、ああいう病気が出ない薬を持ってきて、それをまきながら埋葬すると。そういうような形なんですが、このいわゆる有害でやったシカ、イノシシを埋葬する場合には、もうそのままいきよるわけです。頭数にすれば平成23年で3,000頭余りとりました。平成24年では2,700頭余りとなっております。大体、平均50キロ、中には80キロぐらいのもおるんですけども、小さいのもおりますんで、50キロ平均としましたら、大体10キロから15キロの残骸が出るんですよ。

いわゆる内臓関係は早いんですよ。もうほかのカラスとかトビとか、そういうのがおりますんで、また、昨日なんかも、内臓を放置してポンと置いて、次の処分をしている間にイノシシが来て、その内臓を食べよるんですよ。そういうような形で内臓はすぐに処分できるいいのか、消えてしまうというふうなことなんです、やっぱり骨ですね。頭とかそういうようなものずっと残るんですよ。ですから、山に放置しておく人もおられますけども、持って帰ってきて、きちっとさばいて、骨だけ埋葬するんですけども、やっぱり病気のこと心配ですし、いわゆる地下水が通ってますんでね、そういうようなことでいろいろ自治会でも問題になってますんで、早目に、もしこれが病気が出るということになると、大変な問題になるんやないか思うて心配しながら埋葬しよんですよ。埋葬する場所もほとんど決まってるんでね、どこでもここでもいうわけにいかないので、自治会の山とか個人山とかいうようなところしかいけられへんわけで、それを何年もいけると、5年や10年ではなかなかとけてしまわんの、掘るところが皆、骨が出てくるようなことになっております。そういうことも含めて本当にしっかり考えてもらいたいと思うてね、これ何回この話をして、農林、県のほうへお願いしとんどすと言いながら、この市民生活部に話するのは初めてなんで、一般質問ではさせていただきますけども、やっぱりこれだけのごみをやかましく言うて、分別までしながらしておいて、この分だけは放置しているというのが、これはもうとんでもないことやと思うんでね、これはもう本気で考えていただきたいと思えますんで。

岡前委員長 岸本市民生活部長。

岸本市民生活部長 以前、議員さんからそういうお話をいただいて、市としてもやはり何とかというところで、産業部と一度協議したことはございます。やはりできることとできないことがございますので、そこら辺、分けなければ、何でもかんでもというわけにいきませんので、その段階では先ほど言いましたように、市民生活部の対応の仕方というのを産業部のほうには伝えたところでございます。ところが、議員さんが言われる市全体としての今の問題があるんやというところ、再度また産業部にこの委員会としては出てきたというふうには申し伝えて、また協議していただくと思えますので、よろしくお願いします。

岡前委員長 小林委員。

小林委員 ちょっとつけ加えておきますけども、これまでいわゆる赤穂であるとか、上郡であるとか、たつのであるとか、ここは一般廃棄物のような形で、いわゆる骨を短く切って、やっぱりごみ袋に入れて焼いてもらいよったんですよ。それはたつ

ののほうのいわゆる農林のほうで、いろんな会があるときに話ししましたら、いや、うちはまだごみとして出しよんやと。これを焼いてくれるんやと。これが今度いわゆるテクノで、にしはりまで一括しましたわね。そういう関係で今度は難しくなるかもわからんなあという話で、たつのなり上郡の猟友会の方に聞くと、そらかなわんから、もうやっぱりごみで出そうとしよんやというような話まで聞いたんですわ。まだ、実際に出されておるのを見たことないんで、私はわかりませんが、そういうにしはりまの環境の中で一度また検討していただいて、他市、他町がそういうふうにしてるのに、宍粟市ができんということはないんで、そのことも含めて考えていただきたいんです。

何回も言うようですが、交通事故に遭ったシカは焼けても、とったシカは焼けんというのがね、この辺が非常に僕は疑問に感じとんです。ペットは焼ける。家で飼ってたもんは焼ける。いわゆる鶏の骨は焼ける、魚の骨も焼ける、シカの骨は焼けない、いわゆる牛のカルビで食べたその骨は焼ける、やっぱりイノシシは焼けない、この辺が本当に疑問に感じとんで、もう早速本当に考えていただきたいと思えますんで、よろしく願いいたします。

岡前委員長 岸本市民生活部長。

岸本市民生活部長 議員さん言われますように、3市2町でにしはりまクリーンセンターを運営しておりますので、宍粟だけができないというようなことは絶対ないように情報も入れていきます。にしはりまもへい死動物を冷凍しましてスライスして、一般ごみと一緒に焼却しているというふうな情報は持っとんですが、冒頭にも言いましたように、議員さんが言われるようにへい死動物と有害とどない違うんじや、シカはシカだろうがいやという話も確かにあるんですが、スタンスとしてはへい死動物という、それからペットと、ペットはまあ火葬場でいきますので、へい死動物という限定で今は動いているというふうに理解しておりますけども、先ほど言われましたように、構成市町、3市2町がそういうことでごみ袋に入れて出せるという状態がもしもあるんであれば、また情報的には流させていただきたいと思えます。

以上です。

小林委員 終わります。

岡前委員長 ほかはどうですか。

飯田委員。

飯田委員 すみません、今の小林委員の話の中で今答弁ありました。他市町との中

であるようであればという話ですけれども、小林委員の意向とすれば、宍粟市からそれをつくってもらいたいというようなお考えじゃないかと思うんですけど、どうでしょうか。

岡前委員長 岸本市民生活部長。

岸本市民生活部長 やはり3市2町の協議の中で今進めております。その段階ではへい死動物のみということが今の段階では決まっておると思います。私も今の段階ではそういうふうに思っておりますけども、今、議員さんが言われますように、他市町で暗黙の了解でそれをやっているということが現実としてあるならば、うちもそういうふうな申し出はしていきたいというふうに思っております。

岡前委員長 飯田委員。

飯田委員 ということは、宍粟市から積極的にそれを申し出るということはないんでしょうか。

岡前委員長 岸本市民生活部長。

岸本市民生活部長 あそこの建設の段階で、各市町に県から要望があったんです。有害鳥獣を受け入れてほしいという要望があった中で、かなりの頭数になる。そのことがあるさかいに、へい死動物しか受け入れないという条件でいまの施設ができておりますので、当然それを履行しているふうに思っております。ですから、それが今現在履行されているのであれば、当然協議の中でそれができたはず。ところが、今議員さんが言われたように、各市町はごみの中へ入れて出しとるといような事実があるならば、やっぱりそれはうちとしても申し出していかなあかん。ただ、それは確認させていただきたい。

以上です。

岡前委員長 飯田委員。

飯田委員 是非確認していただいて、できるならば宍粟市からこうすればどうかという意見を出していただいて、その方向に。ともかく有害鳥獣が多くて、それをどんどんやってくれという中で、その処理する場所がないというようなことでは、言っていることが矛盾すると思うので、どうかをそれをお願いしたいと思います。

それと、この平成22年に出されております一般廃棄物処理基本計画、この中でも平成30年には水洗化、生活排水処理、この点について対応人数ゼロ人にするというようなことになっております。ということは、全ての家屋、施設において処理をなされるという計画であります。その中で、今のところ河川がこの生活処理全てきれいに流すということによって、河川の状況、そういうものについての。

岡前委員長 飯田委員、水洗化の関係は午後の水道部のほうになりますので。

飯田委員 あっ、そうか、生活排水のことについてもそうですか。

岡前委員長 生活排水のくみ取りのことやね。

飯田委員 そういうものにつきましてでもですけども、ともかく河川がきれいになることによって、逆に河川に対する状況、この分についての調査なんていうものはされておるんでしょうか。

岡前委員長 河川調査は担当ですか。

長尾生活衛生課長。

長尾生活衛生課長 河川の水質検査の御質問かと思えます。市内、数十カ所、河川の水質検査を毎年同じ箇所で行って、状況を確認しております。今のところ、特に目立った数値も出ていないということで、河川の水質、また環境につきましては良好かなと思っております。

岡前委員長 飯田委員。

飯田委員 一般市民の中からは近年そういう処理がなされた上の中で、川にアオミドロといいますか、そういうものが発生したり、かなり昔と変わった状況になりつつあるということの不安というか、そういうものが聞こえるんですけども、そういうことはお聞きになっておりませんか。

岡前委員長 長尾生活衛生課長。

長尾生活衛生課長 私、一宮なんですけど、以前、下水道の事業を始めたときに、部分的に今おっしゃったアオミドロが発生したというようなことも事例としてあります。そういう突発的あるいは季節的にそういう状況が発見された場合は、下水のほうの担当課とか、それぞれの部署で調査しながら、その原因を突きとめていくと、このようなことになろうかと思っております。それが長期的に続くようでありますと、揖保川の関係の県のほうの協議会とか、その辺もありますので、そこらと連絡をとりながら対応していくということになります。

以上です。

岡前委員長 岸本市民生活部長。

岸本市民生活部長 飯田委員さんが言われるアオミドロが今発生しているという状況、これはうちとしても即確認もしなければいけませんし、調査もしなければなりませんので、処理場の名前を教えてください。

岡前委員長 飯田委員。

飯田委員 処理場というよりも、河川全体でその発生する場所が増えているという

ことを聞きます。福知溪谷の川におきまして、清流と言われながらそれが発生する状況にあります。これは最近の工事の関係の泥をかぶるという状況もあるかと思うんですけれども、全体的にそれが発生する率が高くなっているということを懸念して質問させていただいています。

どこという場所じゃなくて、全体的にその発生しているところが増えているということで、洪水が出た後には、それが流れるんですよ、どうしてもね。でも、落ちついた後にまた発生してくるという部分が結構多く見られますので、それに対してできるだけそういう状況をつかんでいただきたいというふうに思うんですけれど。

岡前委員長 岸本市民生活部長。

岸本市民生活部長 我々うちの部だけではなくて事業課も含めてそういった河川に異常があれば、当然パトロールの中で見ていきますし、当然市民の方、特に議員さんなんかはそういった目で見ていただいて、どこでアオミドロが発生しておるといった情報もいただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

岡前委員長 飯田委員。

飯田委員 今そういうふうなことをいただきましたので、できるだけそういう部分については小まめに報告、市民局なり本庁なりに連絡したいと思いますので、その節はよろしく願いします。

以上です。

岡前委員長 西本委員。

西本委員 私は、成果説明書の64ページの火葬場のことでちょっとお聞きしたいんですけども、今もほかの委員からも火葬のことで出てましたけども、あじさい苑は姫路市との共同で使用していると思うんですよ。この数字は当然宍粟市の数字ですよ、死体を火葬したという。そうですね。姫路市の数字というのは捉えていらっしゃいますか。

岡前委員長 答弁できますか。

長尾生活衛生課長。

長尾生活衛生課長 姫路市の数量でございます。ちょっとお待ちください。平成24年度の数値で申し上げます。御存じのとおり、これは安富町の人体等にかかわる分ですけど、14歳以上の大人が58件、そして小動物のほうも安富町の方も受け入れております。これにつきましては小動物の20キロ未満が54件、そして20キロ以上が3件、合計で115件ということになっております。

岡前委員長 西本委員。

西本委員 姫路市のはそんな使ってないということであれなんですけども、このあじさい苑そのものの耐久性というか、そういうのがもうそろそろ時期が来ているんじゃないかなというふうに思うんですけど。現在、しらぎく苑ができてますけども、新しくね、できてますけど、山崎のほうのものはしらぎく苑へ持って行って焼けないということになってますけども、このあじさい苑の例えば老朽化による建て直しとか、また、そうなったときに山崎のものをどう処理するかとかいう、そういう構想というか、考えというか、そういうのは何かありますか。

岡前委員長 長尾生活衛生課長。

長尾生活衛生課長 おっしゃいますとおり、あじさい苑につきましては、平成2年だったと思うんですけど、平成2年から事業を行っております。ということで、近年もかなり老朽化が進んでおりまして、修繕をしながら運営をしているというような状況でございます。

そうしまして、しらぎく苑につきましては、最近できた新しい施設でありまして、あそこも現在3体を焼くような状況で、また、もう1体焼けるような増設もできるというような場所も確保しているわけでございます。特に、あじさい苑の後のことにつきましては、今のところ検討はしておりませんが、しらぎく苑につきましてはその辺の判断もした中でできるような状況になっているのかなと思っております。

この問題につきましては、山崎の市民の方々、また議員さん方、それぞれお考えがあらうかと思うんで、今のところあじさい苑をどうするかというような検討はしておりません。修繕をしながらできる限り適正な火葬場として運営していきたいと、このように思っております。

岡前委員長 西本委員。

西本委員 姫路市との協議になりますけどもね、そういうことが発生して、また非常に宍粟市が被害といいますか、そういう影響がありますんでね、早急にそういうアプローチもしながら、将来的な展望も詰めていくべきだと思いますんで、是非そういう形でお願いしたいと思います。

次なんですけども、成果説明書62ページの国保の関係で、予算額、前年度額に比べて若干ですけども、今回の決算、減ってますよね。若干ですけどもね。これは要するにこれの減った原因といいますか、いうことをお聞きしたいんですけども、これはジェネリック医薬品が貢献しているのかどうかもちっとお聞きしたいんです。

岡前委員長 答弁。

鳥居市民課長。

鳥居市民課長 平成23年度は医療費が伸びたんですけども、平成24年度におきましては、平成23年度に比べて医療費が落ちてます。それは、入院患者さんが平成23年度に比べて少なくなっております。そのために減りました。それと、今お聞きいただいたんですけども、ジェネリックにつきましては、薬に差額があるというのはわかるんですけども、その効果額はまだ出ておりません。

以上です。

岡前委員長 西本委員。

西本委員 是非ジェネリックのほうもなかなか大変でしょうけども、推進していただいて、その本当の意味で医療費を抑えるということを努力していただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

岡前委員長 ほかはどうですか。

東委員。

東委員 それでは、市民生活部は市民生活と直結するいわゆる窓口業務がありますので、冒頭に非常に住民の皆さんから対応といたしますか、応接といたしますか、非常にいいということをよく聞きますので、まず、それを伝えておきたいと思っております。よくなってますねと言われてました。それをまずお伝えしておきたいと思っております。

それから、次ですが、もうこの決算委員会では毎回になるんですけども、やはりこれは言わなきゃいけないんで、もう既に一番最初に林委員からも出ましたけども、やっぱりこの決算委員会では、市民生活部を中心に滞納の関係がどうしても出てきますので、これにもう一度入りたいと思うんですけども、まず、成果説明の63ページに書かれてます事業効果というところですけども、事業効果の一番末尾にあります収納率が21.8%、これは努力の跡かなというふうに思うんですけども、この数字は上がってきている。やっぱりどうしても過年度分は収納できないので、幾らたっても減らないというのが現実なんで、これをやっぱり減らすということが大事だと思います。

ただ、これは収納率が上がってますので、この件については評価をしますけども、今から2、3ちょっとお聞きしますけども、今回、別の委員会資料、これに沿ってちょっとお聞きしますけども、委員会資料の何点かあるんですけども、12ページにまず、なりますけども、12ページのこの住宅建設資金等貸付金の決算状況のところ、上から3番目に住宅建設資金の現年の分がありますね、現年分が83.67%ということになっています。これは過年度分に今苦労しているときに、現年度分で80%

台というのは、これは何か司法との手続の方法なんかに問題があるんじゃないかなと思うんですけども、その辺はどうなんですか。

岡前委員長 答弁。わかりますか。

小谷市民課副課長。

小谷市民課副課長 失礼します。この2件、一番最後の分で平成8年に契約した分が20年分で28年までございます。それで毎月口座振替と、それから納付書の方なんですけれども、口座振替は銀行のほうへ納付書を送りまして、そこから口座落としということで入れていただいております。手続的にはそういったものをしておりますので、基本的には間違いはないのかなとは考えておりますけれども、今回、たまたま、いつも年度末、5月末までに入れていただくことになっているんですが、それが入りませんで、6月になってから入ったということで、申しわけないんですが、くりますと、どうしても滞納という形で上がってまいります。

以上です。

岡前委員長 東委員。

東委員 はい、わかりました。それとついでですけども、その下の住宅取得資金というのがありますけども、これはちょっと教えてください、どういうことですか。

岡前委員長 小谷市民課副課長。

小谷市民課副課長 すみません。住宅取得資金、要するに住宅を建てる途中、買うのにお金を借りていただくというものでして、これにつきましては旧一宮町の分になっております。確かに滞納になっております。この方については一生懸命追わえておるんですけども、いまだに接触等ができてないというのが現状であります。

以上です。

岡前委員長 東委員。

東委員 接触、行方不明というふうに捉えていいんですか。

岡前委員長 小谷市民課副課長。

小谷市民課副課長 すみません。実は本人さんが、個人情報のことになってしまうんですが、破産をなさっておられたりとか、そういった関係がありまして、弁護士さんとも相談しもって、アプローチの仕方を今検討しているというような形で進んでおります。

以上です。

岡前委員長 東委員。

東委員 わかりました。

じゃあ、続きますけども、この件ばかりになって申しわけないんですけどね、資料の15ページをちょっと追ってみたいんですけども、まず、この15ページの表を見る限りになりますけども、一番上の市民税に関しての滞納繰越分については、ここにありますように収納率27.6%、これは努力しているなど、こんなふうに、これは私個人の見解ですけども、努力していると思います。本来は、30%が望ましいですけども、それに近いということで、努力しているなというふうに思います。

それから、次の括弧の法人の市民税、これがいま一步かなと、こんなふうに思っています。

それから、先ほども出ましたけども、その次の固定資産税、これやっぱり問題の解決策を見出す必要があるんじゃないかなと、こんなふうに思います。

それから、軽自動車税ですよね。これはやっぱり納税のシステムに問題があるんじゃないかなと、こんなふうに感じるんですけども、後から答弁いただきます。全てね。

それから、これも先ほど出ましたけども、都市計画税、これも納税のシステムに問題があるんじゃないかなと、こんなふうに思うんですけども、いかがですか。

岡前委員長 名畑債権回収課長。

名畑債権回収課長 東委員からの質問、の対してお答えいたします。

まず、市民税ですけれど、これは御承知のとおり、普通徴収と特別徴収に分かれています。特別徴収につきましては、企業が納税者の方から一時お金を預かりまして、翌月に納税するというシステムでございます。これについては年間12回に割りまして給料から天引きという形でしておりますので、よほどのことがない限り納付が滞るということはございません。普通徴収につきましては、4回に分けてということですので、若干納付忘れとか、口座の残高不足等で不足になる場合がございます。

法人税につきましては、それぞれ法人の景気に左右するわけですけども、特に昨今の経済情勢等から、法人につきましても、滞納といいますか、会社のほうがなかなか経営が厳しいというような状況もございまして、若干低い状況にございます。

固定資産税と都市計画税につきましては、課税のこと等を今おっしゃっているんですけど、徴収サイドから申しますと、同じように徴収しているわけで、年4回に分けてですけども、金額が評価によってはかなり高額になっております。高額滞納者が1件ありますと、徴収率も当然それは悪くなる。一気に分子のほうが増えてしまうので、徴収率が悪くなるといったようなことになっております。

たばこ税、入湯税につきましては、特別徴収ですので、100%の収納というような格好になっております。

それと、補足といいますか、固定資産税と都市計画税の関係ですけれど、徴収サイドから申しますと、非常に大口の滞納者が都市計画税のところにもございまして、そういった方の存在もございまして、若干徴収率が低くなっている、押し下げているというような状況もあるように徴収サイドでは分析いたしております。

以上です。

岡前委員長 東委員。

東委員 そういうことを聞いたんじゃないかとね、さっき言ったように、この具体的な例も挙げましたけども、市民税は27.6%と努力しておるとお思いますよと。だけど、本来は30%を超えるのが望ましいとお思いますよということを申し上げたんです。いや、27.6%になるようにこうやりましたと。今度は、ただ、これでは満足してないので、30%以上になるように考えていっておるとかね、そういう答えが聞きたかったんですけどね。

それから、納税のシステムに問題があるんじゃないのかと。それから、固定資産税についても問題の解決策を見出すべきじゃなかったのかということをお申し上げたんで、いや、解決策が見い出せなかったとか、こんな解決策を見出しただけども、こうだったとかということが大事だと思うんですけども、いかがですか。

岡前委員長 名畑債権回収課長。

名畑債権回収課長 大変申しわけございません。滞納分の徴収率につきましては、市税等成果説明書にありますように、平均で21.8%という格好になっております。市民税については27.6%で3割に届いてないわけなんですけれど、この滞納分の平成24年度の宍粟市の成果といいますのは、兵庫県下では徴収率いいほうから4番目の数字になっております。平均につきましては、県下で20%を切っているような状況でございますので、高いことにこしたことはないんですけど、今いい方向に上向していると分析いたしております。

おっしゃるとおり、当然3割、4割を目指すべきだということですので、それはもう十分承知しておりますので努力していきたいと考えております。

以上です。

岡前委員長 東委員。

東委員 はい、もうそこまでにしておきたいとお思います。

では、もう1点、17ページになるんですけども、これちょっと気になるんですが、

資料の17ページに月別差し押さえの状況があります。それから、その中で一番最後に内訳（人数）のところに、4月がらずっと3月まで差し押さえの内訳のところで、預貯金とか年金とか、こんなふうになってますね。が書かれてます。これは、例えば年金にしても、いわゆる差し押さえの内訳の中に預貯金、年金があるんですけども、これどうなんですか、これ。預貯金があっても差し押さえをされるような状況になぜなるのかなと。それから、年金の部分は、一体どうなのかなと。その年金がなくなってしまうたり、いろんないい分、悪い分がいろんな部分が出てくると思うんですけども、この内訳のところの預貯金、年金の部分をもうちょっと詳しく説明願ったらいいと思うんですけどね。

岡前委員長 名畑債権回収課長。

名畑債権回収課長 預貯金、年金の差し押さえについてお答えいたします。

まず、給与・年金につきましては、差し押さえ禁止財産と一般的になっております。ただし、滞納者本人の了承等がございましたら、給与・年金についても差し押さえが可能ということになっております。

この年金につきましてもそれぞれ滞納者の方と相談しまして、2カ月に1回の年金を、例えば10万円もらっているんでしたら、5万円滞納のほうに払いますといった了承のもとで差し押さえいたしまして、振り込み、年金財団のほうから直接市に入るような仕組みになっております。

それから、預貯金につきましては、これはもう強制的にうちが調査しまして、差し押さえすることが可能でございますので、本人に許可とか、そういったところはございません。差し押さえ通知しまして、預貯金等を差し押さえすることになっております。

以上です。

岡前委員長 東委員。

東委員 中身はわかりましたけど、例えば年金の部分で、これはどちらの立場にも立たないかんと思うんですけども、払う側、支払われる側ということなんですけども、年金なんかというのはやっぱり入ってこないと困りますわなあ。そこから引かれると、なお困りますわね。だけど、それは納税してないから仕方がないということになるんですけども、その辺の指導はどうされておるのかなというのが1点。

それから、預貯金に関しても同じで、預貯金があるということは、財があるわけですよ。預貯金できる力があるということは、納税の力があるわけですよ。なのに納税をしないで預貯金をしとるといって、そんな変な構図になっているんで、そ

の辺の指導がどうなっているのかなと思うんですけど、いかがですか。

岡前委員長 名畑債権回収課長。

名畑債権回収課長 お答えいたします。

年金につきましても、こちらが一方的にするということは絶対ございません。滞納者の方と十分説明いたしまして、月2回の年金から落としてくださいといった了承があって初めて年金のほうから納付いただいているというような状況でございます。

それから、預貯金の差し押さえにつきましては、これはもう滞納が始まりまして、当然催告書も送っております。督促状も再々送って納税案内のほうも何回も行ってあります。それでも呼び出しとか相談のほうに応じられない方につきまして、預金調査も並行して進めておりますので、最終的に差し押さえという格好になります。差し押さえにつきましても予告いたしまして、最終予告、差し押さえといった格好で十分その執行については配慮いたしております。

以上です。

岡前委員長 東委員。

東委員 部長ね、型通りの話を聞いておるんじゃないんで、納税者に対してそういう今の預貯金の問題とか、年金の問題とかあるので、市としては納めてもらわなきゃ困りますよね。納税者は納めなきゃいかんのですけども、今、こういう現実が生じておるわけですね、平成24年度にね。こういう現実が生じておるんで、その納税者に対して指導が必要なんじゃないかなと。こんなことを言うてるんですけどね。どうしておるんですかということ聞いておるんで、教科書を読んでもらうために聞いとんじゃないんですよ。

岡前委員長 岸本市民生活部長。

岸本市民生活部長 言われるとおりでございます。滞納が初めて何回か発生して、差し押さえということもございません。接見して、それぞれのやはりやりくりがございまして、納められやすい金額というので話をさせていただいております。差し押さえというのはもう最終的な手段というところでございます。

先ほど議員さんも言われました預貯金があって、税も納められるのになという方もいらっしゃるんですけども、比較的ですけども、預貯金というのは税額を満たす預貯金ではない預貯金が非常に多いなというところがございます。といいますのは、接見させていただいて、あと払える範囲内ので我々交渉はしております。そういったところに持っていくための一つの手段でもございますので、必ずしも相手に何も

言わせないで差し押さえということはございませんので、差し押さえに行くまでにはもう何回も接見させていただいて、約束もさせていただいているんですが、その約束がどうしても守れないという方も中にはいらっしゃいます。そういった方の手段として差し押さえというふうになっておりますので、御理解いただきたいと思えます。

岡前委員長 大分時間経過しましたので、質疑の途中でありますけれども、10分間休憩させていただきます。

午前10時35分から再開させていただきます。

午前10時24分休憩

午前10時34分再開

岡前委員長 それでは、再開をさせていただきたいと思えます。

事前に言い忘れておったんですけども、先ほど東委員のほうから質疑が出ておりました市民生活部から出ております資料の12ページに関して、私のほうが直接資料要求しておったんですけども、それぞれの建設資金に関しての一番最新の調査状況をお願いをしておりました。これについては私が前に市民生活部の担当におったときから気になっておりました、もうかなり古い合併前の相当前から残っているものなんで、いつまでも放置しておく問題ではないということで、調査に取りかかっていたいただいたもので最新の状況を報告してもらいたいということで書かれております。

その中で、見ていただいたらわかるように、借受人本人が亡くなっているケースも相当数ありますし、保証人が2人というところで2人とも亡くなっておられるケース、また不明のケースというふうなことがありますので、この問題については、相当力を割いてやっていただかないと毎回同じような決算書が出てくるというふうなことになるので、このあたりも見ていただいて、この問題のある意味深刻さというのか、どういうふうな解決方法か考えられるのかなということも当局のほうで考えていただかなければならないんですけども、そういう資料も出ておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、引き続き東委員、どうぞ。

東委員 せっかく委員長資料をつくっていただいたんですけども、同じ、じゃあ、ついでにですね、12ページのところで、もう1点だけちょっとお聞きしておきたいと思うんですけども、4項目ある中で上の3項目について、一番上から生業資金、

それから住宅改修資金、それから住宅建設資金と、こうなりますけども、この収入額のところにそれぞれ収入額が上がってますけども、これは何件ですか。順番に。件数。

岡前委員長 答弁はできますか。

小谷市民課副課長。

小谷市民課副課長 失礼します。まず生業資金ですけれども、こちらは滞納件数が15件ございますが、今入れていただいているのは1件です。月5,000円の12カ月いうことで6万円となっております。

それと、住宅改修資金ですけれども、毎月分納の誓約といいますか、そういったものが過去からできているものが8件であります。

それと、住宅建設資金ですけれども、現年は二つ、そのままであります。それから、滞納のほうなんですけれども、これは5件です。それで滞納のほうで大きく額が上がっているかと思いますが、この中ではということになりますが、それは残っている分を一括償還を交渉の末いただいたということで入っております。

以上です。

岡前委員長 東委員。

東委員 はい、よくわかりました。

それで、もう1点だけですけども、全てにおいてなんですけども、時効の中段というのは100%なんでしょうか。

岡前委員長 小谷市民課副課長。

小谷市民課副課長 時効の中段の関係につきましては、これまでしているものと、してないものが確かにございます。平成24年度につきましては、とりあえず我々のほうで古資料を全部持ってきてまして、中身を一回精査しております。その中で全てできているかということ、そうではないということだけ御報告したいと思います。

以上です。

岡前委員長 東委員。

東委員 その辺がずっと旧山崎町の時代からもきっちりしておく必要がありますよという指摘もしてきたところですけども、それがなくても、なかったからもう終わりだということではないと思う、法的なこともあって。ただ、その辺で債務者の認識が非常に変わる場合があると思うんですよね。ですから、今後の指導を徹底してしなきゃいかんと思うんですけども、どうですか。

岡前委員長 小谷市民課副課長。

小谷市民課副課長 議員さん御指摘のとおりでございます、とりあえずは時効が来るということはあるかもしれませんが、それをこちらのほうに言わん限りは時効が来てないと同じになります、民法の規定によりますが。そういう関係がございますので、一応我々としては生きています方は生きています方、それから、もし死亡なさっておられたら相続人の方に呼び出しをかけて交渉しております。その中で、こちらから来てますよというふうなお話をするのは全くありませんので、その中でこちらから言うのは、まず一番最初は一括でもう年限来てますので払ってくださいと。それがだめであるならば、月何ぼかずつということで払ってくれということがあります。それもまた難色されるようでしたら保証人がいらっしゃるわけですから、保証人も一緒に来ていただいて払ってくれと。それももしだめでしたら、次はもう裁判の手續を法的に進めるという順番で行っております。

以上です。

岡前委員長 東委員。

東委員 じゃあ、もう最後にしますけども、私もちょっとほかでも話をしたんですけども、自治会をちょっと預かったことがあるんで、そのときにもそういう人に話をしたことがあるんですけども、いわゆる滞納の人にね。やっぱり話せばわかる人もおられますよね。ですから、やっぱりその指導をするということが非常に大事であると思うんです。ですから、全くもう返済する気のない人もあるかもわかりませんが、かもですよ、かもわかりませんが、普通は借りたものは返すという気を皆持っておられると思うんで、ですから、こういうふうにしたら何とかかなりますよとかね、こういうふうにしてくださいとかいう指導・助言によって、やっぱり減らしていく必要があると思うんでね、その辺をしっかりとやっていただきたいなと、こんなふうに思います。

じゃあ、委員長、宍粟環境事務組合のことでいいですか。

岡前委員長 はい、どうぞ。

東委員 じゃあ、話題が変わりますけども、宍粟環境事務組合のところで1点だけお聞きしたいと思います。

資料をいただいております。これの15ページになるんですけども、後ろのほうですね。15ページの債務の関係になるんですけども、一番下ですね、15ページの一番下、不適正処分地再生事業のところ、平成16年度、17年度、18年度のところの一番右のほうですね。16年度1億6,000万、それから17年度が3億8,000万、それから18年度3億7,000万と、こうなってます。これが償還期限というのが27、28、29と

こうなっているんですけども、これで完済になるんでしょうか。これだけ確認なんです。

岡前委員長 答弁は。

宮田生活衛生課副課長。

宮田生活衛生課副課長 27、28、29で完済になります。

岡前委員長 東委員。

東委員 そうですか。はい、わかりました。

終わります。

岡前委員長 ほかにはございますか。

秋田委員。

秋田委員 資料をいただいています17ページの資料とあわせて全体的なことをお尋ねします。

滞納の問題でありますけれども、滞納の問題はほかの委員もるるおっしゃってんで、大体あらまし出ておりますが、19ページになります。先ほど東委員おっしゃっていた続きになりますが、平成24年度の不納欠損調べという表であります。この表の一番右の合計のところをずっと押しなべて見ておりましたら、次のようなことを読み取れるんじゃないかなと思います。

債権回収課長の名畑さんがずっといろいろ説明されましたけれども、社会的な状況が変わって、要は世の中、不況になったんで滞納者が増えたという部分的な説明もありましたけど、そういったことは必ずしも該当しないんじゃないかなと思うんです。というのは、この一番右の合計欄のこの横に平成17年をまずチェック入れてみてください。17年以前と17年以降との件数が、あるいは人数が飛躍的に17年を境にして増えております。この増える状況下が何%増えたとかいう社会の不況を原因としたところにはなっていない人数に極端に上がってくると。これちょうど合併直後でしたから、各4町それぞれ個別に機能してた時代と違って、4町が合併して宍粟市で発足したときに、そこから急激に増えておりますわね。前任者の前任者で岩崎氏が総務部長されてたときにも、前年度よりは絶対に滞納者はふやさないとか、あるいは台帳整理やとか、そういう話をずっとして2年ぐらい経過してました。その間とにかく早く滞納を頑張ってくださいよという話したら、頑張りますということだけで、実質効果はさほど出ないまま4年間経過したという経過があるわけです。

それで、先ほど東委員の指摘もあって、個別のマニュアルどおりの回答は聞きたくないんやと。指導してるんかという話をずっとありましたけれども、この辺前後

から宍粟市としての税務に対する取り組みが非常に混乱状態が続いていると思うんです。本席では、ずばり申し上げて、例えば55班の年2回体制やったというならば、私は4回やってほしいんです。4回の根拠は、やっぱり世の中全体が上期、下期の決算やなしに四半期決算やっておいでのところもたくさんございますし、それから市民生活においても毎月毎月が大事なわけですから、成果が出んのんだったら、それは業務として今までこれだけ滞納ためてるわけなんですから、市の仕事としては市民は納税の義務があるし、皆さんは納税徴収をする仕事としての責任があるわけですから、やっぱり2回で効果がないんだったら4回やるべきだと、僕は一つ思うんでね、部長の考え聞きたいんですけど。

55班体制の2回あるって言いよったたでしょう。そこである程度の効果が出てるんだけど、それやったらまだ足らんということは今言いよるんですわ。私は4回、四半期決算のともあるわけだし、市民一般生活については12カ月毎月給料が出たり入ったりするわけですから、そのぐらいのことはやってしかるべしやないかなと、こう思うんです。いかがでしょうか。

岡前委員長 岸本市民生活部長。

岸本市民生活部長 この年2回の強化月間というのは管理職でやっておりますし、特に費用が発生するわけではございませんので、私がこの職についたときに年4回というところで検討しました。2回では足らんやろうと。2回分でこれだけ上がるんやったら、4回やったらもっと上がるやろうという提案もして検討もしましたけども、それに向けての準備、それから後の動きというのがございますので、今の体制からいいますと、もう年2回というのが限界かなというふうに協議した結果、持っていております。

以上です。

岡前委員長 秋田委員。

秋田委員 協議した結果、2回が限度だと、こうおっしゃるけども、これほどため込んで、滞納を残して、強い宍粟市には僕はならないと思うんです、逆に。やっぱり一番根底は不公平感の助長ですよ。健全に納税されてる方は、何じゃいなというような言い方ですね。私らのとこの耳に入るのは。やっぱり滞納されてる方がそれぞれの事情があるとしても、それは一つ一つ懇切丁寧にもみほぐして行って、滞納問題を解決していくと。先ほど東委員おっしゃってたような面接もし、話せばわかるよということまで持っていかないと、自分のたちのまちいうたら田舎のまちですから、財政が弱いと。弱い中にも健全な納税率いうもんで維持していかないと、不

公平感の助長を含んだまま10年も向こうへ行くということはまずいと思うんです。

当初、担当課長が説明しとったけども、県内で下から3位というようなことで、宍粟市の心意気はそんなもんじゃないと思うんです。やっぱり宍粟市はせめて兵庫県下41市町村の真ん中以上のところにおらないと、財政の金額の問題じゃないんですよ。田舎のお互いがよう知り得た地域であったら、滞納なんか昔はあんまりなかったのに、ここ宍粟市に合併してから8年間の間に滞納が極端に増えてるといのは、やっぱり行政のあり方として何らかの欠点があると自分は思うんです。担当の方には厳しいかもわからんけども、それをくぐり抜けないと、収納率上げていかなと、不公平の助長ということと、それから財政のあり方として弱い財政のまま続いていくということは、ひいては市民全体のモラル、レベルが上がっていかないと、弱い体質のままの、考え方のままの宍粟市の形成になるということをおそれるわけです。だから、ここは鬼になっていただいて、収納率を上げていくということにいま一度取り組んでいただきたいなと思うんですけど、限度があるなんて、やってみたんかいね、逆に言うたら。4回やってみて、もう時間的にも体力的にも無理があるのでやめようや言うんなら話はわかるけど、協議したんやって、机の上の協議じゃなしに、どう。

岡前委員長 岸本市民生活部長。

岸本市民生活部長 やったんかいと言われたら、非常につらいものがあるんですが、それまでのやはり2回、1回1回の作業、どれぐらいかかるんやということから積み上げてみますと、やっぱり4回というのは無理が出てくるなというのは想像はつきます。

岡前委員長 秋田委員。

秋田委員 限界に近い話し合いのやりとりですから、部長の答えも正しいとは思いますが。

名畑課長にちょっとお尋ねするんやけど、平成17年から後への件数とか人数とかいのは、もう極端にそれ以前に比較して4倍も5倍も上がっている。これが経済的な不況にまつわるところの原因やなんていうことは僕は思わないな。そないな解釈はおかしいんちゃうん。

岡前委員長 名畑債権回収課長。

名畑債権回収課長 失礼いたします。19ページの表につきましては不納欠損の一覧表になっておりまして、平成24年に不納欠損した内訳を年度ごとに分析いたしております。ちなみに平成4年の分ですと、人数1人の分を12万3,392円不納欠損しま

した。それが年度ごとに集計しましたら合計の3,159万円になるということでございます。特に、平成17年度あたり、17、18年度が多いのにつきましては、時効を迎えます5年とか、そういったところ、法的な整理期間の部分に該当する部分が非常に多いような表になっております。古い分が少ないのは当然滞納額が少ないということになっております。

以上です。

岡前委員長 秋田委員。

秋田委員 結論は出にくいと思うんですけども、私は4回の線を実行してみるべきやと。そこで問題点が出たら、また立ち返ってというふうにしてもらいたいなと思うんです。岸本部長には以前これは総務部が担当しとるやつを市民生活部になったということで、ちょうど負担の大きい仕事を預かった状態で着任されてるんで、あなた個人には何ら責任はないんですけども、やはり滞納問題は穴粟市の発展のためには一山越えないといけない課題でありますんでね、頑張っていたきたいんです。

岡前委員長 答弁要りますか。

秋田委員 うん、答弁欲しいな。

岡前委員長 岸本市民生活部長。

岸本市民生活部長 年何回というのはまた別として、今取り組んでおりますのは、先ほど来から差し押さえの件数であるとか、手法であるとかという説明はさせていただきました。従来、分納誓約をしていただくときもお願いの分納誓約の時代がございました。これはもう明らかにそうです。何ぼでもええで入れてくださいというお願いで分納誓約していた時代もございます、合併以前の話ですけども。ただ、それでは現年分も入らないというところもございますし、いつまでたっても滞納が減らないというところがありますので、今は生活状況も勘案しながら、できる人につきましては、少なくとも1年、それで無理やったら2年という短期間で完納していただくような交渉を今進めております。そういったことで議員言われますように、税の公平化から踏まえてもこの税、少しでも減らさなあかんというところで、私、自慢しとうわけではありまけんけども、平成23年度から取り組みまして、平成24年若干の成果は出ておりますけども、こういった下積みといいますか、そういった小さなところをコツコツやっていかんとあかんのんかなというふうには思っておりますけども、何せその元の数字が大きいもんですから、なかなか減ったというイメージを持ってはいただけないんですが、そういった地道なやっぱり活動も見ていただ

きたいなというふうに思っております。よろしく申し上げます。

岡前委員長 秋田委員。

秋田委員 もう終わります。

岡前委員長 ほかございますか。

鈴木副委員長。

鈴木副委員長 お願いします。先ほど来、ごみの関係が出てますけども、ごみ袋の関係はどれだけでつくってとかいうのは、どこを見ればいいんですかね。決算書の中で、ごめんなさい、見つけれなくてですね、ごみ袋の製作とか、そういったことはどこの予算に反映されているか教えてください。

岡前委員長 長尾生活衛生課長。

長尾生活衛生課長 ごみ袋の関係ですけど、ごみ袋につきましては、毎年様子を見ながら入札を行って発注しております。それで、ごみ袋につきましては、決算書の歳出なんですけど、173ページの下のほうに11節の需用費というのがあると思うんですけど、これの一番右側の備考欄を見ていただいたらごみ袋代といたしまして1,000万余りの金額が上がっております。これが平成24年度につくったごみ袋の代金であります。数につきましては、ちょっと今のところ、資料を持ち合わせておりません。

以上です。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 はい、これがじゃあ作製にかかる部分で、その175ページの上のほうの販売手数料360万というのが、1,000万でつくって360万の販売手数料を支払って市民に販売しているという形で間違いはないですか。

岡前委員長 長尾生活衛生課長。

長尾生活衛生課長 175ページのごみ収集袋販売手数料、実はごみ袋につきましては、市が作製をしております、市内の業者さん、例えば農協とか大きな量販店等にお問い合わせいうんですか、契約をいたしまして、ごみ袋をそこで販売していただいております。そうしまして、その販売の手数料として販売された業者さんに契約に基づいて手数料を支払ったのが368万余りということであります。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 了解いたしました。実はごみ袋なんですけども、これまでも一般質問なりいろんなところで議論されているんですけども、現在のクリーンセンターの収集形態とごみ袋の形態が合っていないというか、無駄な支出をしているのではな

いかというところがありまして、これは在庫というんですかね、現在どれくらいまだ抱えているんですか。ごみ袋をつくり直してもらいたいんです、実は。どれくらいまだ今までつくったものが残っているのかという、棚卸しというか、の把握はどれくらいになっていますか。

岡前委員長 わかりますか。

長尾生活衛生課長。

長尾生活衛生課長 申しわけありません。在庫をずっと管理しているわけなんですけど、ちょっと手元にその数量は持っておりませんので、必要でしたら後日調査して、すぐ出るんですけど、出させていただきます。

それで、先ほども言いましたように、在庫を見ながら発注していくと。販売先のほうから申し込みがあった場合になくなっていたら大変なんで、そういうような状況で発注しております。

岡前委員長 在庫を調査してもらいますか。

鈴木副委員長 はい、してください。

岡前委員長 部長、可能ですか。

ほな、後ほどまた資料で提出してください。

鈴木副委員長、どうぞ。

鈴木副委員長 細かな正確な数字も必要なんですけども、ざっくり現在のストックであと何年分とかというレベルですか。

岡前委員長 長尾生活衛生課長。

長尾生活衛生課長 何年分、ものによったら何年分いうんですか、資源袋につきましては3種類つくっております、大きなものから大、中、小とつくっております。一番小さいものにつきましては在庫もかなりあると把握しております。ほかのものにつきましては、何年も持つような状況ではないと思っております。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 では、その数量を出してください。

引き続き決算特別委員会の資料に基づいてちょっとお伺いしたい部分もあって聞きますが、先ほどのごみ袋の関係は、ここには主な契約というのは平成24年度に載ってこないレベルと考えていいんですかね。

岡前委員長 誰が答弁できますか。

長尾生活衛生課長。

長尾生活衛生課長 資料をそこに業務委託とか、そこいらずっとつけとんですけど、

ここにはちょっと上げておりません。

鈴木副委員長 上げておりませんというのは、その主なというところにひっかからないという話なんですか。

岡前委員長 資料提出で出してもらいますか。当然あるはずですから。それで済む話やと思うんですが。ありますか、入札結果。

長尾生活衛生課長 また、資料を出させていただきます。

鈴木副委員長 はい、お願いします。

岡前委員長 入札結果をお願いします。

鈴木副委員長 では、引き続きその資料に基づいて聞きたいんですけども、10ページ、11ページの休廃止鉱山鉱害防止事業というのがあります。これ国のお金なのかもしれないんですけども、B & Gのグラウンドの隅にその工事をしてますという表示があって、何か柵みたいなのがあったんですけども、その表示で鉱害という文字があって、何か非常に危険なものではないかという、見た感じ思ったんですけども、この工事というか、この休廃止鉱山鉱害防止というのは、これどういう事業なのか、ちょっと教えていただきたいんですけども、これは決算では必要ないですか。

岡前委員長 誰が答弁できますか。

富田波賀市民局地域振興課長。

富田波賀市民局地域振興課長 有賀休廃止鉱山の鉱害防止事業については、波賀市民局のほうで所管しておりますので、お答えさせていただきます。

この有賀休廃止鉱山の鉱害防止事業につきましては、有賀の山手のほうに休廃止になりました鉱山がございまして、そちらのほうの鉱山排水というのが出てまいりますので、それを管を使って最終的にはメイプルスタジアムのスコアボードの裏手のほうに処理槽があるんですが、そちらのほうに流し込んで中和して処理水を流すというものでございます。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 それが僕が見た柵なのかどうかわからないんですけど、水が防火水槽みたいな感じでたまっているような状況があって、そんなに頑丈に柵があるわけでもないんですけども、どれぐらいのレベルの害なんですかね。そんな感じでぱっと置いとけるレベルの話なのか、それがちょっとわからなくて、何か看板の表示から見るとえらい危険なものがえらい野ざらしというか、管理されてないなという印象だけだったんで、そこはちょっと聞きたいなと思ったんですけども。お願いします。

岡前委員長 富田波賀市民局地域振興課長。

富田波賀市民局地域振興課長 恐らく見られた槽というのは、先ほど私が申し上げました最終的な処理槽を見られているんだと思います。防火水槽のようなもので周りをフェンスで囲ってる施設だったと思うんですが、あの形状については以前からそういう形をしております、基本的にあそこで中和剤で、炭酸カルシウムなんですけども、それで中和しますと、一応害はないということになっておりますので、あの形状でも特に問題はないというものでございます。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 じゃあ、あそこに表面に見えているものは中和されて安全なものが目に触れているというふうに考えてよろしいんですか。

岡前委員長 富田波賀市民局地域振興課長。

富田波賀市民局地域振興課長 最終的にはそういうことになります。放流する部分では問題ないものになっています。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 いや、そのたまっている状態は害があるものがたまっているんですか。

岡前委員長 富田波賀市民局地域振興課長。

富田波賀市民局地域振興課長 たまっている状態は中和をしている状況なんで、基本的には害はないと思います。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 いや、それをなぜ聞くかということ、市民の憩いの場というか、市民がいろいろ活動したりとか、当然子どもたちの活動もしているような場所で、ああいう形で管理されているということが適切なのかなのかということ、をまずお伺いしたかったので、それが問題ないということであれば、特にそれ以上聞くものではないんです。

あと、そこに使われていた石みたいなのが多分あっちの川のほうに置かれていたりとかするんですけども、とにかく環境に対してとか、そういったところのアセスメントというか、影響は全然、適切には行われているというふうに考えていいんですね。

岡前委員長 富田波賀市民局地域振興課長。

富田波賀市民局地域振興課長 はい、鈴木委員言われてますのは、メイプルスタジアムのバックネットの今度は後ろのほうのところに石が置いてある、処分してあるという話だと思うんですが、あれは先ほど言いました中和剤であります炭酸カルシ

ウムの3年に一度入れ替えをしておるんですが、それを入れ替えたものをあこに処分しております。特に環境については問題はないというふうに思っております。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 では、結構です。

では、すみません。これは滞納のことがいろいろ今までお話が出てるんですけども、滞納全般についてなんですけども、これわからないので、もしシステム上、それは不可能だということであれば、それもあると思うんですけども、この市にかかわる税金の滞納者の中に、市職員の方はいらっしゃるでしょうか。システム上、滞納はできないという話であれば、それもそうなんだと思うんですけども。もし、滞納者の中に市の職員の方がいらっしゃるのかどうか、教えていただきたいんですけど。

岡前委員長 答弁できますか。

名畑債権回収課長。

名畑債権回収課長 もちろん滞納繰越の中にはそんな方は職員にはおりません。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 では、結構です。

それはごめんなさい、システム上も不可能なのか、それとも自分から払わなきゃいけないというか、滞納意識の問題なのかというと、どちらがそれはあれなんでしょう。

岡前委員長 名畑債権回収課長。

名畑債権回収課長 システムは普通口座振替とか直接納付の方もいらっしゃいますので、ためようと思ったらたまると思うんですけど、職員としての資質にもかかわりますので、滞納がないものと考えております。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 では、結構です。ありがとうございます。

岡前委員長 ほかはございますか。

東委員。

東委員 まだ時間があるようなので、ちょっともう一度、再度になりますけども、今日、委員長の要請で配付されましたこの1枚物のペーパーがありますね。これでちょっとお聞きするんですが、確認も含めてこの1枚物の状況表というところで、ずっと今見てたんですが、資金種別、それから平成24年度中の収入額、平成24年度末の滞納額、それから山崎、一宮、千種、計と、あとずっと一覧表になっているんですが、表の見方としては、例えば数字の小さいほうでいきましょうか、4番目の

生業と書いてますね。ここは15件ありますと。それから右のほうの表は借受人状況、保証人1、保証人2と、これで借受人状況、生存、不明、死亡とこうなりますね。この表の一番右には平成24年度と平成25年9月とこうなってます。この表を見る限りなんですが、生存が3名でした。ところが2名亡くなって死亡が6から8に増えた。この解釈でいいですね。それから、生存が3名でしたけども、2名亡くなったんで、生存が1名になってしまったんだけど、不明が住所がわかったので増えたので結局、生存は7名になったと。こういう見方でいいんですか。

岡前委員長 誰が答弁できますか。

小谷市民課副課長。

小谷市民課副課長 今、生業の部分だけでよろしいですか。15件、まず平成24年度末ということですので、一応5月末という計算です。平成25年の9月とありますのは真ん中にありますように9月20日現在でこの表をつくっております。

平成24年度最後まで調べた段階では生きておられる方が3名、それでまだ調べがついてなかったのが6人おったということです。もう既に死んでいたというのがわかってる部分が上の段のところでありまして、3、6、6、という書き方になります。これ借受人のところです。

それで、その後、この9月までの間に調べましたら、お亡くなりになった方が2人おられたということで8。調べがついておりますので、あと残りまだ生存されていてほかの住所、要するに住所が転々とされている方ですとか、転籍を繰り返しておられる部分につきましては、各市なり町なりに公用で申請をさせていただいて、それが返ってくるものから逆に追わえていかなあかんというところで時間かかっております。その見方で結構であります。

以上です。

岡前委員長 東委員。

東委員 この不明というのは今まで過去にも随分あったというところで、この今、副課長のお答えの中にありますけども、平成25年9月時点では不明はゼロになりましたよね。これだけやっぱりやればできてたんですね、今までもね。小谷副課長の代になって、これができたということですね。そういうことですか。

岡前委員長 小谷市民課副課長。

小谷市民課副課長 平成24年度からうちの部課につきましては、そういった部分に重点的に力を入れていこうということがございまして、私も含めて企画総務のほうからも応援いただいたり、うちの間人1人かかって一応3人でほぼ毎日のようにこ

もって調査をいたしました。我々の代になったからできたということではないと思いますけども、確かに今のところは全部わかったという状況です。

以上です。

岡前委員長 東委員。

東委員 どちらにしても少しずつ改善されればいいかなと、こう思うんですけども。そこです、これはどうだったのかなということで、最後に聞きたいんですけども、その表の上に宅地というのがありますね。ここが金額だけにこだわりますけども62万8,570円と、こうあって、これは1名の方だけこうなってます。これは、これもずっと表を追うだけになりますけども、生存されてます。保証人も2人のうちもう1人が亡くなられて1人は生存されてます。この状態で借受人が1人、保証人もこれ亡くなったのか。保証人も亡くなりましたね。これで亡くなってますね。亡くなってますね、保証人もね。こういう場合に、先ほどのもうかなわない理由があれば、やっぱりもう不納になってしまうんじゃないかなと思うんですけども、その辺の瀬戸際はどうなんですか、ここだけに限りますけどね。

岡前委員長 小谷市民課副課長。

小谷市民課副課長 この表で見ていただくとおり、借受人の方はまだ生存しておられます。保証人1のところですけども、平成24年度では生きておられましたけども、調査の結果、実は死んでおられたということもあります。もう1人の方は以前から死んでおられたという状況はわかっております。これにつきましては、保証人の相続人の方にも実は当たっておりますが、相続の放棄を実はなさっておられるということもこちらのほうにいただいております。我々のほうとしては、公債権のように調査権がありませんので、全部当たって、相手方に聞かなくちゃ中身はわからないという状況に今なっております。生存されている方自体もいろいろあるんで、これにつきましては、弁護士さんに実は相談に何回も行っておるんですが、まず当たって、それでいかんようやったらその配偶者の方ですとか、実は兄弟の方等あるんですが、そこへ直接僕らは当たるのは違法になりますので、あくまで本人さんからの話ということで、何回も協議を重ねている状況には今なっております。極力、今御指摘がありましたようなことにはならないように頑張りたいと思っております。

以上です。

岡前委員長 東委員。

東委員 終わります。

岡前委員長 いいですか。ほかございますか。

林委員。

林委員 時間がちょっとようけ余ったんで、再質問になるんですけども、ごみ袋の関係、ごみ袋を安くせんという強い決意を部長のほうは言われたんですけども、2,300万ほど差額があるんですね。課長の答弁の中で、その2,300万は生ごみ処理機の助成、補助、それから集団回収のほうの費用に充てとんやという話だったんですけども、その二つの費用を確認しました。そしたら1,200万余りなんですね。約半分ぐらいしかそれに充たっとらんということなんです。あと1,000万ほど残ったんやけども、それは何に使われておるんですか。

岡前委員長 答弁。

長尾生活衛生課長。

長尾生活衛生課長 それらに充当してもまだ1,000万ほど余分があるんじゃないかということなんですけど、これにつきましては充当先については、うちで当然責任持ってするのが本来なんですけど、決算統計も終わっておりまして、財政のほうに確認いたしましたら、その何ページでしたかね、今の歳出のページの下にありますエネルギー関係の補助金、これに充当しているというような財政のほうからの答えがありましたんで、それに充当しているということになるかと思えます。

岡前委員長 林委員。

林委員 普通税じゃないんやでね、余ったさかいにこっちに回すというような使い方はできんだろうと思うんです。それで、決算書だけで見た感じでは、ごみ袋の購入費の3倍で販売されとんやね、ごみ袋。やっぱり購入原価に近い額で販売するようにせんと、先にも言うたように、ごみ袋ようけ買わんとあかん状態になっとなす。そやさかいにやっぱり市民からそれだけ3倍も口銭取って、それをごみ処理関係以外のところに使うというのはちょっとおかしいんじゃないんですか。

岡前委員長 答弁。

長尾生活衛生課長。

長尾生活衛生課長 実は林委員も御存じやと思うんですけど、ごみ処理手数料は無料というような条例になっております。そのこともありまして、ごみ収集、いろんな費用が要るとるわけなんですけど、そこには充当していかないと、ここに充当していくには条例の中でごみ処理手数料をほかの市町はごみ袋をそこに充てて、例えば燃えるごみは何円やと、そういうような条例をしていところもたくさんあります。それにつきましても今後検討していかなあかんようなときが来るかなと思っております。そうしますと、そういうごみの処理手数料に幾ら住民負担を願うかと、その

ような検討もしていかなあかんことも起きると思うんですけど、現在のところ、資源ごみにつきましては先ほども申しましたように、作製単価、また昔からの可燃ごみ等につきましては、従来の単価を使用しておるわけでございます。

岡前委員長 林委員。

林委員 ごみ袋を無料化にせえとは言うけれど、ごみ袋は有料で販売したらええと思うんやけども、ごみ袋つくる費用より3倍もの値段で売る必要があるんかどうかと言ひよんです。

岡前委員長 長尾生活衛生課長。

長尾生活衛生課長 一つの目的は先ほど部長も申し上げたかもしれませんが、ごみの減量化に繋がるというようなことがありまして、ごみ袋を市民の方々に買っただいておるといような状況になっております。また、単価につきましては、近隣市町等の単価を調査しながら、また検討していきたいと思っております。

岡前委員長 林委員。

林委員 ごみの減量化対策に何でごみ袋の売り上げの収入を充てんとあかんのですか。ごみの減量化はまた違う予算で対応するべきじゃないんですか。ごみ袋の売り上げで余った分をそこへ回すというのは、どうも納得いかんのんですけど。ごみの処理のために何ほかでも充てるいうんやったら話わかるんやけども。ごみ処理を有料化するんやったら、されたらええと思うんやけども、ごみの処理、有料化で市民から全部充てようと思ったら莫大な費用を徴収せんとあかんようになるだろうと思うんです。だけど、ただごみの袋だけのことを今言ひよんで、それごみ袋の売り上げを減量化のほうに回すというのはちょっとおかしいと思うんです、考え方が。

平成24年度からごみ袋がごつつようけ必要になったんやで、やっぱり単価を安くして、購入原価ぐらいで販売したらどうかということと言ひよんです。

岡前委員長 答弁。

岸本市民生活部長。

岸本市民生活部長 ごみ袋の有料化につきましては、先ほど来言っておりますように市民の方にもごみの減量化という認識をしていただきたい。そういった中で応分の負担をしていただくと。議員が言われるこれ3倍もしとうやないかという話はまた別の問題でまた考えるときがあるのかなというふうには思いますけども、ただ、我々はこの袋代を取って、別のところへ使いよるかというたら、そういうことはしておりません。あくまでも集団化のごみ、それからリサイクルに対する補助をしておりますので、市民の皆様にもごみの減量化で一役をかっていただくという考え方の

中で進めております。

以上です。

岡前委員長 林委員。

林委員 額にして2,000万ほどなんですけども、そのごみの減量化、それを市民に求める理由はどこにあるんですか。

岡前委員長 答弁できますか。

岸本市民生活部長。

岸本市民生活部長 2,000万のうち1,000万ほどは、先ほど来言っておりますように、生ごみの減量化の促進の補助と、それから集団回収に回しております。それから残りの1,000万につきましては、環境全体のことを考えていただくと、そういったことに使っていただくという考え方の中で使わせていただいております。

以上です。

岡前委員長 林委員。

林委員 その考え方が私は理解できん言いよんです。何でゴミ袋の売り上げの差額をそこに充てんとあかんのですか。それはまた違う政策の中から充てるべきじゃないんですか。

岡前委員長 岸本市民生活部長。

岸本市民生活部長 市民の方にごみ袋の応分の負担をしていただくというのは、あくまでも例えば極論ですけども、ただと有料化と比較した場合に、ただやったら何ぼ出してもええがなというような考え方になきしもというふうに思います。袋にしても応分の負担をしていただくことによって、ごみのほうも減らしていただくという狙いがございまして、いただいた費用につきましては、何らかの形で返していただくところがありますので、先ほど言いましたような補助金で皆さんに返しております。

以上です。

岡前委員長 林委員。

林委員 ごみ袋を無料化にせえと言われへんのです。応分の負担いうんか、高い負担しよんです。つくる費用より3倍も高いごみ袋買って減量してます。分別もごつつう増えて。誰も協力しておると思うんです。何でそこでごみ袋つくる費用より3倍の値段で売らんとあかんのかということをお願いよんです。やっぱりつくる費用でそのまま販売したらええんじゃないですか。

岡前委員長 岸本市民生活部長。

岸本市民生活部長 合併以降、新しくつくりました袋につきましては、リサイクルの関係、資源ごみの関係の袋をつくっております。これにつきましては、極力原価に近い価格にさせていただいております。言われます可燃、不燃につきましては従来の単価をそのまま使わせていただいております。それは先ほど来、申し上げました理由に基づきまして宍粟市がやってきたという中での単価設定でございますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

岡前委員長 林委員。

林委員 何ば議論しよったて結論が出んようなんでやめますけども、これはまた市長にまた伺いたいと思います。

以上です。

岡前委員長 ほかありますか。

東委員。

東委員 宍粟環境事務組合の件でいいですか。

岡前委員長 はい、どうぞ。

東委員 この件で確認も含めてちょっとお聞きします。宍粟環境事務組合の決算特別委員会の資料の10ページ、11ページになりますけども、いいですか。

資料の10ページ、11ページのここで物品売払収入内訳というところです。ここでいろいろ種類が書かれてます。アルミ売り払い、アルミプレス鉄、その他の鉄、自転車、いろいろ書かれてますけども、このアルミ売り払いだけに限って、これだけをちょっと例に挙げて言いますけども、金額は95万ほどありますけども、このアルミ缶、いわゆる文字どおりアルミ缶ですよ、アルミ缶だと思うんですけども、授産施設とのかかわりなんかはどうなってるのかなと思うんですが。

岡前委員長 答弁できますか。

宮田生活衛生課副課長。

宮田生活衛生課副課長 アルミ缶の販売の関係なんですけども、宍粟環境事務組合はあくまでもごみ処理をするところなんで、そういう今御指摘あったところも一つ考えるところではあるかという経緯はあったと思うんですけども、あくまでも適切に処理するというので、業者さんに入札で出させてもらっております。

以上です。

岡前委員長 東委員。

東委員 そうでしょうね。そうだと思うんですけども、要は入ってきたから、それ

を処理したという単純なことだと思っんですよね。ですよね。

岡前委員長 宮田生活衛生課副課長。

宮田生活衛生課副課長 御指摘のあったとおりでございます。

岡前委員長 東委員。

東委員 そうだと思っんですね。だから、別に集めようとして集めたんでもなくて、入ってきたからそれはもう処分しないかんから処分したということなんですけども、その授産施設、いろいろな施設がありますけども、そこでアルミ缶を置いといてくださいよと言って、よくたまった状態で、どなたかが親切な、いわゆるボランティアの人がそれを集めて授産施設へ運んでいるようなことがよくあると思っんですね。ですから、そういうところと比べて金額にしてそんなに大きなもんじゃないんですけども、その辺の連絡とったりして、授産施設が少しプラスアルファになるような手法というのはなかったのかなと思っって、ちょっと聞いたんですよ。

岡前委員長 岸本市民生活部長。

岸本市民生活部長 後で誤解があったらあきませんので、ちょっとだけ確認させていただきたいんですが、ボランティアの方が授産施設に持って行かれるというそのものはステーションにあるものを持って行かれるということなんでしょうか。

岡前委員長 東委員。

東委員 ステーションじゃなくて、各知り合いのところ、例えば私の家が結構出ますので、そのときに置いといてくださいよと言って、私の家へ取りに来て持っているとか、取ってもらったりですね。

岡前委員長 岸本市民生活部長。

岸本市民生活部長 ありがとうございます。それだったら問題ないんですが、ステーションに出たものを持って行かれると若干問題が発生しますので、はい、確認させていただきました。ありがとうございます。

岡前委員長 宮田生活衛生課副課長。

宮田生活衛生課副課長 私ども先ほども言いましたように、あくまで宍粟環境事務組合の立場で発言させていただきますけども、収集業者さんのほうが集めてきたやつを適切に、また鍋等も含めて圧縮して販売しやすいような状況で送り出していくということなんで、ちょっと今御指摘あった施設等とは処理の仕方も違うかなと。それから、あくまでもうちは受動体の施設なんで、来たらやっていくという形なんで、そこまでは考えておりません。

以上です。

岡前委員長 東委員。

東委員 お互いに難しいところがあると思うんですね。わざわざこれ向こうへ持って行ってあげてくださいと、持ち込まれたものを返すわけにもいかんでしょし、さっき部長にステーションのものを誰か持って帰ったりする、これもちょっとぐあい悪いでしょうし、ちょっと難しいところがあるとは思いますが、この金額ね、この表にある金額というのは、例えば95万2,000円と、大した額じゃないですけども、授産施設にしたら結構大きなお金になるかなと思って、何かもったいないというような気もしたもんですから、ちょっと聞いてみたんです。はい、また何かいい方法があったらまた考えてみてください。それだけです。

岡前委員長 ほかございますか。

秋田委員。

秋田委員 市長にお尋ねするべき問題だと思うんで、十分な答えが得れるかどうかわかりませんが、債権回収係というのか、課は、先ほど質問させてもらったときに8年の経過を経てようやくそういう専門のチームができたということになるんですけど、私はやっぱり基本的に税務課のほうの仕事で管轄すべきやと思うんですが、市民生活部のほうが能率がいいという解釈なんでしょうか。そこをちょっと教えていただきたいんですけどね。

岡前委員長 岸本市民生活部長。

岸本市民生活部長 従来、税務課の中で徴収係というのがございまして、今も徴収係はあるんですが、今の体制は滞納専門にやるというところの部署ですけども、当然、ほかの部署との絡みよりも税務課との絡みが非常に大きゅうございます。したがって、通常の今まであった税の徴収係のやりとりは当然回収課であって税務課、このやりとりは従来と変わっておりませんし、今年から専門員も置くという中では従来の徴収員とは違うちょっと仕事もしていただきたいというふうに考えております。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 同じく宍粟環境事務組合のことでお伺いします。

監査の意見書であるとか、あと市長の決算の上程の中でも触れられていたんですけども、このにしはりまクリーンセンターができたことによって、平成25年3月31日、平成24年度で打ち切り決算ということで、その後、財産や公債等については宍粟市が引き継ぐことになっているということで、これまでだから姫路と共同でやってきた部分の公債費まで今後支払うような、はっきり言うと不利な交渉で担ってい

ないかということが懸念されるんですけども、そこはまとめた資料があれば御提示いただくことが一番ありがたいんですけども、どういう経緯でそういうことになったのか。また、そういった結局、建物の建設とかその他に関しては当然共同で使っていたところもそれ相応の負担が必要な部分があるんだと思うんですけども、それが宍粟市だけがかぶっているような状況がないのか。そのあたりを明示できる資料というか、あれはありますか。

岡前委員長 宮田生活衛生課副課長。

宮田生活衛生課副課長 失礼します。鈴木委員の質問の分につきましては、ちょっと多分私はわかりませんが、昨年の12月の20日に解散議決を宍粟市の市議会ですべていただいたんですけど、そのときの資料として清算金額の詳細な部分を提示させていただいていると思うんです。その中で姫路市さんを含めた宍粟環境事務組合、宍粟市、姫路市の中で十分協議させていただいて、姫路市さんのほうからもそれ相応の負担をいただくということで、解散協議が調って議決いただいたと思うんです。

特に、今御指摘がありました組合の起債、組合債につきましては、単純に見れば、なぜ宍粟市だけが引き継がなければならないのかというようなことは予算だけ見ればあります。ただ、これにつきましては、地方交付税の措置等を含めて除いた自主的な負担分を姫路市の負担割合に応じて平成25年度で一括で清算していただくということで、その財源をもちましてこの平成29年度までの組合債を宍粟市で返済していくということになっておりますので、解散した以降も解散する前と同じような状況で組合債は対応させてもらうような状況になっております。特に宍粟市がようけ負担がなったとか、姫路市が多くなったとかはございません。

それから、建設等、今から工事にかかるところがあるんですけども、それにつきましても協議の中でパーセンテージを決めて姫路さんの負担はいただくようになっておりますので、金額が決定すれば、それに依りてまた平成25年度に清算をいただくということになっております。その辺のことにつきましては、予算書等に記載されております金額が一つの目安かなと思っております。

以上です。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 結構です。じゃあ、こちらで調べます。

岡前委員長 それでは、よろしいですか。ほかはございませんか。

(「なし」の声あり)

岡前委員長 それでは、ないようですので、以上で市民生活部の審査を終わらせていただきます。

どうも御苦労さまでした。

午前 11時43分休憩

午後 0時55分再開

岡前委員長 それでは、再開をさせていただきます。

それでは、5分ほど早いですけど、皆さんおそろいですので、最後の決算審査になりますけども、水道部の審査を始めさせていただきたいと思います。

どの部でもお話をさせていただいておりますけれども、決算成果説明書、また監査の意見書、そして部独自の配付資料等を事前に配付させていただいております。委員は既に目を通しておりますので、目を通していることを前提に審査を進めております。ですから、部長のほうにはどうしてもこの点だけは説明しておきたいということがありましたら、挨拶も兼ねて5分か10分程度でお願いをいたします。

それと、職員の皆さんにお願いいたしますけれども、質疑は一問一答で行っております。私のほうから指名をいたしますので、机の前のマイクの赤いランプが点灯したことを確認して、私が氏名と役職を申し上げますので、委員長というふうに手を挙げてから発言をお願いをいたします。

それでは、ただいまから水道部の審査を始めさせていただきます。

それでは、部長、お願いいたします。

船引水道部長 失礼いたします。連日の決算特別委員会、大変御苦労さまです。うちの水道部が一番最後ということで、よろしく願いしたいと思います。

今日、説明員として来ておりますのは、水道部の係長以上の職員と各市民局の地域振興課長が出席をしております。よろしく願いしたいと思います。

そしたら、座って水道部に係る部分の説明をさせていただきたいと思います。

水道部に関します部分につきましては、第95号議案、第101号議案から第104号議案の5議案が水道部の関連する決算の状況であります。その一般会計・特別会計の決算状況の概要を一括して説明をさせていただきたいと思います。

初めに、水道部事業につきましては、水に対する質の安全、量の安定供給及び危機管理にあると思います。下水道事業におきましては、公共用水域の水質保全、それから公衆衛生の向上と生活環境の保全に向けた施設の更新整備及び維持管理に重点を置いた取り組みをしております。

事業の運営につきましては、公営企業健全化計画等のもとに効率的、効果的な推進を目指しております。平成24年度末の宍粟市水道の普及率につきましては98.5%、下水道の普及率につきましては99.12%、接続率にしましては92.21%となっております。

上水道事業につきましては、山崎町内のみのものでありまして、普及率につきましては99.5%、全国平均の97.6%に対しまして若干上回っておるという状況であります。

上水道事業の経営につきましては、公営企業法の適用を受けまして独立採算を基本とした経営のもと、地域水道ビジョン、公営企業経営健全化計画を策定するとともに安定供給の体制と健全な財政運営を図るための耐用年数を経過した水道施設の更新整備、耐震化工事を計画的に実施をしております。

また、財源確保のために滞納整理、未収金対策の強化を図るほか、事務事業の見直しによる経費の節減を図るような維持管理に重点を置いた事業展開をする計画としております。

具体的には、事業概要にしまして、昨年より水道の安定供給や災害に強いまちづくりのために老朽化が著しい今宿の取水場の複数化を目指した上水道の水源確保事業の水源調査を継続して取り組んでおります。平成24年度の実績としましては有力な水源候補地が選定できたということになっております。また、老朽配水管等の更新整備事業につきましては、生谷・下町地区の老朽配水管の整備工事、それから中地内の老朽水管橋の更新工事を実施しました。そのほかには野地内、千本屋地内において特設配水管の布設工事や与位地内におきまして高尾水管橋の架設工事を実施をしました。そのほかには市の道路改良工事に伴う給水事業に対応しまして配水管の布設工事を行うことにより、効率的・効果的な運営が図られ、水道水の安定供給と使用量の推進、企業としての安定経営の確立を目指して職員全員がその認識のもと、業務に携わっているところであります。

次に、簡易水道事業におきましては、主要事業としまして、簡易水道統合計画及び公営企業法の改正に伴う昨年から実施しております簡易水道施設の資産調査と企業会計への移行に伴う固定資産台帳の策定業務、そのほか簡易水道の遠方監視システム整備事業に着手をしているところであります。

また、施設の維持管理につきましては、上水道と同様に専門的知識を有する業者に業務委託を行い、安全で安心な水道水の供給を行っているところであります。

次に、下水道事業につきましては、新規加入に伴う管路等の新設工事や公共柵設

置工事を実施しております。

また、農業集落排水事業におきましては、下河野処理区におきます防水扉の設置工事や老朽化した施設の更新計画のための最適整備構想策定業務を行っております。

また、下水道の維持管理につきましては、市内を7ブロックに分けて専門的な知識を有する業者に業務委託を行い、公共用水域の水質保全、公衆衛生の向上及び生活環境の保全を図っております。

そのほかに、昨年から実施しております福祉世帯に係る水道料金等の一部助成につきましては、868世帯に対して助成を行いました。

最後に、水道及び下水道事業の役割を十分認識し、安定供給の確立、施設の維持管理、水質保全とあわせて健全な財政運営を図るために料金の適正化、滞納整理、未収金対策、事務事業の見直し等による経費の削減等に努めてまいりたいと思っております。

この5事業の概要説明については以上です。詳しい説明につきましては、質問を受ける中で説明をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

一部、提出しております資料に訂正がありますので、次長のほうから説明をさせていただきます。

岡前委員長 藤原水道部次長。

藤原水道部次長 それでは、資料の訂正をお願いいたします。

既に議長宛てに通知しております2件以外に本日お配りしております決算特別委員会審査の二つありますが、資料のほうを見ていただきたいと思っております。

資料の10ページ、これは農業集落排水事業の分です。5番の不用額の負担金の額です。資料では287万9,779円と書いてありますが、正しくは228万7,779円、この数字を訂正していただきたいと思っております。

以上です。

岡前委員長 それでは、質疑に入りたいと思っております。

水道部については文書での事前質疑はありませんので、担当の林委員のほうから質疑をお願いいたします。

林委員。

林委員 特に通告もしてなかったんですけども、指名がございましたんで、1点ちょっと質問いたします。

平成24年度に簡水の統合計画で企業会計に移行するということで調査されてますんですけども、これ25年度から企業会計のほうになると思うんですけども、簡水統

合17施設、宍粟市にあると思うんですけども、この会計の統合はいいんですけども、施設の統合ということは今考えられてないんでしょうかね、何カ所か統合できる施設があると思うんです。それと、簡水もない、水道施設がないところがあると思うんですけども、小茅野とか、それと引原は自治会の水道になっとうと思うんですけども、今さっき部長が安全・安心な水を安定供給することが水道の事業やと言われてましたんですけども、その未普及のとこと引原のどこ、今後どうする考えがあるんか。

以上について質問いたします。

岡前委員長 答弁は誰ができますか。

船引水道部長。

船引水道部長 3点の質問だと思います。1点につきましては、今、統合計画を進めておる中で、説明しましたように今回の統合につきましては、経営統合を主に置いてやりますよという説明をしたと思います。

御質問のように施設の統合につきましては、今の統合計画の中ではしておりません。今、御指摘のありましたように何カ所か統合できるのではないかなという施設統合の将来的なものにつきましては、この簡易水道ができたのは、各旧町時代のときに整備をされたのがほとんどありまして、そのときの実情としますと、やはり一番大きな問題は水源があるかないかというようなことで、今も統合計画の中でも施設統合ができんだろうかなということでもしておりますけれども、やはり二つの簡水を一つの簡水に統合するためには、しっかりした水源がなければできないということで、緊急時の連絡管等の部分につきましては、何カ所かの簡易水道では可能でありますけれども、施設統合までというのは難しいという現状であります。

それから、2点目の未普及地域についてでありますけれども、現在未普及地域については、各水道事業の中でも今指摘ありました引原の地域の水道の部分もありますし、山崎でいいますと、小茅野地域が未普及地域であります。それから、その他一宮地域でもほん一部の地域が未普及地域でまだ残っております。そこにつきましては、今、統合計画の中でも吟味しておるんですけども、やはりそこまで水源と、それから持っていく費用の面でなかなか確立できなかったということを旧町時代からその辺も聞いております。

山崎の部分を紹介しますと、何回かは整備をしませんかという問い合わせをしたんですけども、やはり地域が高齢化になっておるし、一部受益者負担というものが高い、高いというか、負担になるということで断念されたというようなことがあります。

ました。現在も未普及の地域でありまして、やはり安全な水ということで、滅菌だけはしてもらうように指導はしております。

それから、引原地区につきましては、今もありましたように、これは波賀町なんですけれども、波賀町の統合計画の中ではやはりそういう小さな区域が残ってしまって、音水とか引原とかの部分につきましては、一定、町からの補助金を出して集落で整備をしておる。そういう形で整備されたというように聞いております。現在も小さな集落については、その施設が一定ありますので、施設としては十分管理をすれば安全な水が供給できるという体制をとっております。そこの部分につきましても、市のほうからも安全な水を飲んでもらうという形での指導というものはしておる段階であります。

以上です。

岡前委員長 林委員。

林委員 わかりました。それで、施設の統合は早急には無理だと思うんですけども、災害時のための連絡管で説得するということは早急に検討してほしいなと思います。

以上で終わります。答弁よろしいです。

岡前委員長 それでは、ほかの委員さん、ございますか。

秋田委員。

秋田委員 成果説明の110ページの下段、コミプラのところをちょっとお尋ねいたします。

次に発言する内容は、以前、米山部長の時代に取り上げてずっとお願いをしておりますんで、その後の経過をお聞きしたいと思うんです。

コミプラの事業費その他はそれでいいと思うんですけども、冒頭部長の説明で水に対する質の安全とか、量の安定確保とか、そういうことが大命題で水道部の事業が行われておるわけですから、その線に沿って平成24年度順調に経緯、あるいは今日現在経緯が進んでいるかということをお聞きしたいんですが、場所は三谷川と揖保川が合流する支流、揖保川から約400メートルさかのぼった地点に漬物工場からの排水が出ておりますけれども、今ちょうど秋に入りますんで、冬場にかけて湧水期で三谷川の水量が落ちるわけですから、そのところの排水温がちょっと高いと思うんです。要は、周辺の水生昆虫とか、そういったものが生態系がバランスが悪いと。いろんなデータの見える方は当然ありますけれども、PHがどうだとか、酸性度、アルカリ度、いろんな問題がありますけれども、基本的には生活の周辺として小さな生物がやっぱり健全な状態であるというのが基本だと思うんで、そこら辺のコミ

プラの事業運営に対して、今言う場所についてのその前後のコミプラの運営はうまくいっていますかということを知りたいんですけど。

岡前委員長 答弁。

船引水道部長。

船引水道部長 この件につきましては、前の部長等のときにも一般質問でされたというふうに記憶をしております。

これまでも説明したと思うんですけども、一応年2回水質検査を実施して、放流水の前後、上流側の三谷川の水質と、それから放流口の水質検査、下流域の水質検査ということで3カ所、年2回実施して、今年も実施をしております。ちょうどそのデータをちょっと持ってきてないんですけども、実施を毎年2回やっておりますという実態です。

詳しい水質検査等でその周域の環境がどう変わったかという具体的な調査はちょっとやってないし、水生動物がどのように変化したかという部分に対する調査はやってないんで、今後、水質検査だけやなしに、周辺の環境の部分に対する調査というのも追加をさせていただきたいなというように考えております。

岡前委員長 秋田委員。

秋田委員 2回の検査でもいいんですけども、時期としては今から渇水期に入るんで、希釈するだけの元の水が少なくなるということになってくるんで、生態系に影響が若干濃く出ることが十分想定されますんで、排水温を下げる努力を事業主に求める、当然のことだと思うんです。あるいはそのための回遊路とか、でない、基準内だからいいんだと言っても、化学的なデータは合致するとしても、現実メダカが住まなくなるということは、自分たちの人間の生活に対してでもメダカの警鐘ということになるんでね、ビオトープまではいきませんが、とにかく小動物がいなくなるということは、もう明らかに環境の変化を警鐘しているわけですから、基準に合う合わないじゃなしに、漬物工場の事業をやることによって生態系が変わっていくというのは、事業形態の後の処理をした上での流すという項目のところ非常に弱いと思うんです。それは基準を守っているからいいんだという考え方では通らないと思うんでね。

そこら辺のところを見直していただきたいのと、私が知る限りでは、類似の箇所があと市内に2カ所ほどあります。これはまた後日、私のほうもよく調査して御報告申し上げる段に入って報告いたしますけれども、そういう穴粟市全体の水質を維持するという意味では、小さいうちに改善していくほうが大事だろうと思うんでね、

その点また後日にいたしまして、年2回だけでなしに、あるいは基準値じゃなしに、小動物の生存を維持するという意味で、もうちょっと工夫なのか、コミプラのところに、事業費はいいんですけど、何か事業がもう一つ足りないなと思っているんです。

岡前委員長 答弁必要ですか。

秋田委員 答弁聞きたいな。コミプラの例えば成果表の110ページ、111ページありますけれども、そういった環境確認をするための事業を平成25年度に設ける気があるかとか、そこら辺を聞きたいんだけど。

岡前委員長 答弁。

船引水道部長。

船引水道部長 今の質問の中でもあったように、水質的にはこの2回の調査をする限りでは異常値な数字は出てこないという部分があります。今、排出源の問題等も出ましたけれども、そこについても一定除濁の装置をつけてもらっとるという関係からなかなか踏み込んだ指導ができないというのが実態であります。

それから、今説明をしましたように、やはり水質基準だけではなしに、その周辺の生活環境なり水生動物の動態の部分がまだ未実施でありますんで、どういように変化しとったんかというのが、大分たってからこのようなことを答弁してもちょっと後で申しわけないんですけども、今後におきましては、そういうように生活環境の改善のための水生動物の実態調査というような、簡単な部分になるかもわからないんですけども、そういうようなこと。

それから、やはり川全体の水量の問題も若干出てきておると思います。山の問題からも発生するように、ここ数年でいきますと、やはり川の水量というのがどことも落ち込んできておるとというのが実態で、それに伴う水生動物の変化というのもありますので、そこら辺も十分検討しながら、今後の検討材料にさせていただきたいと思えます。

岡前委員長 秋田委員。

秋田委員 これは要望なんですけど、今の答弁で今日の時点での答弁はそれで十分できておると思いますが、非常に微小な動植物までと難しく考えずとも、例えば県の保健関係者とか、そういうようなものところから教えていただいたりいろいろしておりますけれども、なるほどなと思うのは、単純に言うたら、メダカが住めるかどうかということで、メダカチェックやね。メダカチェックをやってほしいんです。一網すくうて、メダカがいるとかいないとか、春、夏、秋、冬、そこそこ

の時期におるかということであります。メダカがおるということは、メダカに類似した動物は当然おるわけですから、水生昆虫がどうこうというほど詳細にチェックせずとも、ジャコがおるかということになるわけですけれども、そういうチェックで十分だと思いますんで、平成25年の時点ではそういったものを研究チェックすると。研究費を設けていただきたいんです。今は決算の内容ですから、平成24年の決算に基づいて平成25年の予算立てをするとき、研究チェック、メダカ予算、金額はメダカじゃなしに、せめてフナぐらい入れてほしいんですけど、もうちょっとね。小さい金額じゃなしに、多少研究ができる程度のことは当然予算立てして、水道部としての宍粟全域の水質チェックを進めていただきたいなと思います。これは将来のためでありますから、当然予想の結果としては二重丸サインが出るのが当たり前であって、クエスチョンマークのサインが出たらおかしいわけですから、そこら辺のチェックを平成25年についてはきばっていただきたいと思います。

岡前委員長 答弁。

船引水道部長。

船引水道部長 予算的なものにつきましては、なかなか財政的な面もありますので、内部で検討しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 お願いします。成果説明書の28ページの給水原価と供給単価の表なんですけど、正誤表を出していただいて修正は単位の千円だったやつが円だというのはわかるんですが、これ供給単価も平成24年度下がっているというふうに成果説明のほうには書いてあるんですが、どっちが正しいんですか、わけがわからないんですけど。正誤表の中では単価が変わらなくて増減だけはマイナス0.29って入っているんですが、単価は変わってないですよ、供給単価は。

岡前委員長 答弁できますか。成果説明書の28ページの5のところやね。

鈴木副委員長 5です。正誤表もいただいているんですが。

岡前委員長 正誤表で給水単価が同じ236.09円、平成24年度と23年度同じなのに、増減は0.29のままということですね。

鈴木副委員長 何が正しい数字なのか教えてください。

岡前委員長 答弁できますか。

船引水道部長。

船引水道部長 28ページの5番の供給単価、平成24年度が236.09円、平成23年度が

236.38円、マイナスの0.29ということですね。

岡前委員長 それミスプリントやったという資料が出たんですよ。ほな、それ自体が間違ふとったということやな。僕も直して09にしています。

船引水道部長 成果説明書のほうが正しいんで、この資料のほうで数字が間違ふとんにつきましては、申しわけありません。転記ミスで。訂正の訂正になるみたいなんですけども。成果説明の部分の千円の部分を円に直していただきたい。

岡前委員長 この数字は合うということやな。

鈴木副委員長。

鈴木副委員長 わかりました。じゃあ、単位だけが間違っていたということで理解しましたが、すみません。決算の委員会でそういった数字のことを扱うのに、数字のあれがばらばらだと、何をどう審査していいかわけがわからないんで、よろしくをお願いします。

その給水原価と供給単価について聞きますが、平成23年度から平成24年度、供給単価は下がっているんで間違いないんですかね、安くなったということで考えていいんですか、これは。

岡前委員長 答弁。

船引水道部長。

船引水道部長 はい、そうです。供給単価につきましては下がったということです。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 供給単価が下がったということは、市民の負担としては何か増のような気がしてるんですけど、そこの整合性がわかんないんですけど。水道料金は上がったというか、変わっていないか、上がったのか、ちょっとタイミングがわからないんですけども、供給単価が下がったというところと、実際に市民が支払っている水道料金との兼ね合いはどう理解したらいいんですか。

岡前委員長 説明していただけますか。

福井管理課長。

福井管理課長 供給単価といいますと、これにつきましては、入った料金収入を有収水量といいまして、メーターを実際に通ってお金になった水量で割るわけなんですけども、それが去年から比べて実際に若干金額としましては給水収益は上がっております。90万円程度ですが、上がっております。それに比べまして有収水量もそれ以上に上がっております。ですから、この差が単価の差に出たということであり

岡前委員長 わかりますか、説明。

鈴木副委員長。

鈴木副委員長 わからないので自分で調べます。

すみません。この給水原価なんですけども、平成23年度から24年度は上がっています。当然この原因はそもそも原価自体が高いのに、多分180円ぐらいが全国平均だというふうに認識しているんですけども、それよりも非常に高い水道になっていると思います。それでしかも平成23年度から24年度に原価自体が上がっていて、これで原価が上がっているということは、販売価格を抑えることは多分できないと思うんで、水道料金が下がる方向なりということを目指すことに非常に困難があるように見えるんですけども、この原価が上がった理由というか、を教えてください。

岡前委員長 給水原価と給水単価の関係と、その市民負担とどう結びついとんかというところをちょっと説明してあげてください。

船引水道部長。

船引水道部長 まず最初の給水単価の部分の説明で、成果説明の27ページと28ページを見ていただきたいんですけども、27ページで年間の総有収水量が平成23年と24年の比較をしております。平成24年度のほうが6,435立米増加をしております。単価につきましては、給水収益につきましては、これは千円単位なんですけども、89万7,000円の増という形で、その給水収益の増とそれから有収水量の増の比率によりまして0.29%の差が出てきたというように理解をお願いしたいと思います。

もう1点の給水原価につきましては、今年度極端に39.24円上がっております。これにつきましては決算の中にもありましたように、減価償却が物すごく上がると、資産減耗費が8,000万ほど上がると思うんですけども、その部分が今年度、平成24年度に限って大きなウエートを占めるとということで、この単位のとり方にしましては、費用に対しまして有収収益で割る単価が給水原価になってきますので、そのように大きな数字になったということです。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 わかりました。じゃあ、27ページのその収支を見たところの資産減耗費、ここの増と減価償却も上がっているんですが、そこが原価に反映されるということですね。

これは、減価償却は恐らくその年度ごと定期的というか、必要だと思うんですけども、この資産減耗というのは、これも今後増大するものなんでしょうか。

岡前委員長 誰が答弁しますか。

福井管理課長。

福井管理課長 これはちょうど平成21年から平成23年だと思っただけですが、そのときに上寺浄水場の第1期工事といたしまして、一番大きな単価の高額な脱水機を中心として整備したわけなんですけども、そのときにとにかく新しい機械に変えるときに、そのちょうど10%ぐらいの資産償却しても残ってくるわけなんです。その残ってくるところが、今回、完成して1年後、平成24年に整理したんですけども、その資産の除却をしなければならないと。それが一度平成20年ぐらいに一遍は修理をかけてオーバーホールをした関係で、まだ除却費が大分残っていた関係がございまして、6,000万円というようなお金が出てきておるんですけども、それが一番大きな原因で、これからもある程度はその整理をしていくたびに、ある程度残ってきた資産のどうしても償却できない部分については除却という形で、この資産減耗費は出てくるという可能性はございます。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 はい、わかりました。わかったのか、調べます。

収益のことなんですけども、結局、平成24年度も平成23年度もそうなんですけども、営業収益に対して営業費用は少ないですよ。営業ということを考えると、営業の収益で営業の費用は賄えてますよね。ただ、営業外のところの費用が営業外の収益に比べて多いんで、そこが経営を圧迫してますよね、これ。平成23年度と平成24年度の経常利益のところも、平成23年度は黒なんですけども、平成24年度、これえらいマイナスの8,600万ですかね、増減、これはもう経営が成り立ってないということと捉えていいんですかね。経常利益でここまでマイナスというと、企業的にはどういうふうに評価したらいいんでしょうか。

岡前委員長 答弁をお願いします。

船引水道部長。

船引水道部長 数字的には今言われたように平成24年度につきましては、今説明をしましたように減価償却と資産減耗費が大きなウエートを示して、今年度だけこのような大きな数字が出ております。その関係でマイナスになっとうわけなんですけども、その上にあります減価償却費、資産減耗費というのは、要するに現金を伴わない支出になってきますんで、これについては現金が支払いされてないんで、実質的に現金の収支につきましては黒が出ておるといような形になります。決算上、その数字が大きい関係でマイナスが発生して、累積の欠損金が今回から発生するという形になっております。

以上です。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 それはわかるというか、理解しますけども、大体企業の体質とかを見るときに、経常利益の感覚からいくと、ここがマイナスになっていて、はっきり言って大丈夫なのかというだけの話なんですけども、そのあたりはどうなんですかね。これで今後市民からの要請的に水道料金の負担が高いから下げてくれって、結局営業収益が下がる方向ですよ、そんなにこれから新たに接続する人が増えるわけでもなく、使用水量がどこまで安くなったことで増えるかわかんないですけども、何かめっちゃめっちゃ心配なんですけど、水道料金がぼんと上がるんじゃないかという、単純にですけど心配があるんですけども、そのあたりちょっと安心させてください。

岡前委員長 船引水道部長。

船引水道部長 この数字だけを見れば、一般企業的に見ますと赤字なんで経営的には悪いという形になります。こういうように官公庁の言う公営企業の決算状況におきましては、今言ったように現金が伴わない支出が大きいということで、そういうような決算方法をとるわけなんですけども、将来的な見込みとして、費用外の支払利息につきましては年々今下がってきておる傾向がありまして、その部分を将来的にも起債を大きく借りない限りは今の収支は、平成24年度だけを見ますと大きな赤字になっとなんですけども、今の試算では影響ない数字が試算として出ておりますので、将来的には今の料金の見直しの部分にも出てくると思うんですけども、若干軽減できるような試算をしていきたいというように思っております。

以上です。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 はい。あとそのあたりなんですけども、給水原価がさっき全国的にというふうに言ったんですけど、これを下げなければ結局料金は下げられないと思うんですけども、何か方策はあるんでしょうか。

岡前委員長 船引水道部長。

船引水道部長 前々からその給水原価につきましては、下げる方向でずっと経営してきております。一つは、国のほうも一遍に更新整備なり施設を整備すると資本費が上がるということで、国のほうから大きな資本費を占める自治体に対しましては高料金対策、料金がその資本に伴いまして高い水準の料金設定をしなければならぬというような、そういう自治体に対しては高料金対策特別交付金というのがあります。その基準が今回は物すごく高いんですけども、平成23年の247円に対しまし

ては、全国的なそういう繰り出しできる基準が264円で、これは高料金対策の基準に該当しない水準であるということで、やはり高い水準にはあるんですけども、高料金対策に対する基準額より低い水準になつるといふようなところですよ。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 それで平成24年度が給水原価が上がったから、その対策の対象になるということをおっしゃっているんですか。

岡前委員長 船引水道部長。

船引水道部長 対策としましては、高料金対策の基準に今度は合致しますので、特別交付金が発生しますということです。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 ごめんなさい、公会計は素人なんであれなんですけど、そのために原価を上げたわけではないんでしょうね。

岡前委員長 船引水道部長。

船引水道部長 そういうわけではなしに、一つの繰り出し基準として今資本費が高い自治体に対してはこういうような繰出金の調整金がありますよと、交付税算入できる助成金がありますよという一定の基準であります。だから、それをもらうために高くするのではなしに、有利な方法は高く設定せざるを得ん状態で、その水準をクリアしておいたら補助金はもらえますけれども、下手に下げると両方もらえないし、苦しい会計になるという、そういう実態でその部分は十分検討しながら、どっちが有利なんかというものは十分検討していきたいと思っております。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 ごめんなさい、わかったようでわからんですけど、調べます。

では、ちょっと違うところで決算書の中で簡易水道事業の決算書の132、133ページのほうでちょっとお伺いしたいことがあるんですけど、歳入のほうで国庫支出金とか繰入金のところ、当初予算額があります。それで補正の予算額があるんですけども、予算の計が出てきていて、結局調定額が当初予算の中でおさまるような決算になっているんですけど、これはどう理解したらいいんですかね、わざわざ補正で予算があって、調定決算の収入済のところも当初予算の中で賄えるような感じの数値なんですけど、これはどういう理解をしたらいいのか、教えてください。

岡前委員長 船引水道部長。

船引水道部長 収入につきましては、この国庫補助金の大きな差というのは、平成23年度末にあります大型補正の関係で、3月補正で大型補正に対する交付金がある

ということで補正を上げた。実際にその期間が短かった関係上、交付決定が遅れた関係で、平成24年度内には調定が行えなかったという形で、その調定ができなかったということで今回その数字の差というのが出ております。実際、歳出のほうでは繰越明許という形で平成24年度に繰り越した事業であります。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 はい、わかりました。今のところは以上です。

岡前委員長 ほかございますか。

東委員。

東委員 それでは、2、3点お聞きしたいと思います。

成果説明の119ページの下段、上水道水源確保事業というところで、これだけの決算になっているんですが、結果としては、まだ今、進行中というところなんですけどね、もちろんこれ一番末尾に書いてますけども、水源候補地を特定することが急務であるということで、もちろん急務には変わりはないと思うんですが、急務ではあるんですけども、それはそれとして、やっぱり慎重にしなければいかんということで、その結果、平成24年度は特定できなかったということになるんですが、なお慎重にお願いをしなければいかんと思います。

部長、御存じのとおり、水道事業は今までいろんな経緯があって、いろんな人から批判もあり、いわゆる投資のときにやっぱり一つ何かが足らなかったということが結構今まで多かったですね。ですから、費用対効果ということがありますけども、費用になかなか効果がついてこなかった結果が今の水道の形態になってますので、これ大事業だと思うんですね、この水源池の確保は。ですから、これ平成24年度はどうだったということと、つけ加えれば今、私、次のステップでちょっと申し上げておるんですが、その辺をちょっと部長からお聞きしたいなと思います。

岡前委員長 船引水道部長。

船引水道部長 この平成24年度の成果説明にもありますように、平成24年度当初の計画では水源を見つけて井戸を掘るという事業費を計上しておったわけですがけれども、この結果にありますように、なかなか有力な水源が見つからなくて、やはり旧の河道付近を探さなくては思うような水源の量が確保できないなということで、工法的なものも、調査の方法もちょっと変えて平成24年度は一応有力な候補を4カ所ほど見つけたというような状況で、平成24年度の実績としては終わっております。

今後につきましては、今、有力な部分については1カ所ではなかなか目的の水量が確保できないので、複数の井戸なり、その部分で目的の水量を確保していきたい

なという形で、平成25年度も入札をして、やはりどれだけの量が出るのかという調査を進めて、その4カ所になるのか、何カ所になるのか、その結果によりまして、早急に水源の井戸の確保を進めていきたいと。

なかなか掘れた段階ですぐ使えるかというたら、やはり1年間で地下水の状況も変わってきますし、水質も変わってきますので、約1年間そういうように量と水質の状況を見ながら、今後は最終的には今宿の水源の代替水源という形、それから、耐震化に向けた上寺の浄水場まで送る送水管の複数化という、二つを大きな目的としてますので、それを今の目標値としては平成28年を目標に進めていきたいなというように思っております。

岡前委員長 東委員。

東委員 それでいいと思うんですけども、ちょっと軽い言葉になりますけどね、水は高いところから低いところへ流れるのが自然なんで、これは下水道事業も同じなんですけども、どうしてもやっぱりやむを得ないということで、その逆のことをしがちなんで、その辺はやっぱり原点に戻って考えるべきだなと、このように思いますので、含んでおいていただきたいなと思います。

当然、下から上というのは無理があるのは、もうこれ自然の法則なんでね、上から下のほうがいいに決まっておるんで、だけど上がないから、しょうがないから下から上へということで今までやむなくということでやってきたと思うんですが、やっぱり一歩踏み込んで調査・研究をしていかないと、またそろ同じ繰り返しになって、費用対効果の問題がまた出てくると思いますので、十分含んでほしいなと。これは決算ですから何してきたかなというところでちょっと申し上げておるんで、よろしくお願ひしたいと思います。

では、委員長、続いて。

岡前委員長 はい、どうぞ。

東委員 続いてです。同じ成果説明の110ページの上段ですけども、下段のほうはさっきほかの委員が質問されましたけども、上段のほうの福祉世帯水道料金等助成事業ということで上がってます。これはだめだったとかね、そういう言い方をするものではないんですけど、こんな状態で非常に福祉世帯に対して助成をしていい取り組みをしているわけですよ。そのいい取り組みをしている一方で、これだけの助成をしております、また、しなければいけないという状態の中であって、この水道料金と、これはこの上段の表はこれはこれでいいんですよ、上段のことはね。これを十分踏まえた中でこのことがあって、なおかつ水道料金、それから下水道使用

料の未納が多いと。これはいかなものかなというところの質問なんですね。110ページの上段のことを踏まえてもらって、未納、いわゆる使用料の未収、これをちょっとお聞きしたいなと、このように思うんですけども、この未納に関しても増える一方ですよ。資料の何ページでしたか。

岡前委員長 東委員、資料が2種類あるんで。

東委員 ええ、そうなんです。資料が2種類ありますので、どっちで聞いたほうがいいのかと思いつながら、要は随分あるということですよ。部長ね、随分あるということなんで、使用料に関してはやっぱり徹底した取り組みをしてきたのか、これだけにしておきます。

岡前委員長 福井管理課長。

福井管理課長 失礼します。使用料、平成23年が特に高くなったと。滞納があるんですけども、去年はどうかして職員も全部出て行って、いろんな給水停止の予告なんかもしたわけなんですけども、それで上がったパーセントにおきましては上水で大体4.3%の滞納の部分に関しては徴収率が上がったと。それから、簡易水道の部分につきましては5.7%上がりまして、30%を超えた結果がある程度、100万円程度下がったのではないかなと。それから、公共につきましては4.5%ほど平成23年度と比べて徴収率が上がっております。それから、農集につきましては、これももうほとんど横ばいになったんですけども、9.6%上げております。それから、コミプラにつきましては6.3%と、上げたんですけども、やはり滞納を解消するまでには、また次の滞納がたまるというような関係で、まだちょっと追いついてはおりません。

それと、今一番私ども分納誓約なんかを取りまして、特に時効の中断もしてあるわけなんですけれども、例えば生活の関係上、景気といいますか、1万円使っておられても一応分納誓約では1万円以上追いついてくださいよというような説明をしているんですけども、やはり徴収しに行ったときには、その1万円が5,000円だったりして、それが増えていくというような状態も中にはございます。

岡前委員長 東委員。

東委員 いろいろとこれはもう滞納なり使用料、そういうのは決算で必ず出ることですし、午前中も市民生活部も同じことです、土木部も全て一緒なんですけども、あえて資料二つありますけども、普通の資料のほうですね、特別会計じゃなしに。この5ページの簡易水道使用料の決算状況を見てもわかりますように、現年、過年がありますけども、過年の未納額が上がってます。収納率は30.44%と、30%を超

えてますから、一応の努力の跡は伺えますよね。努力の跡は伺えます。ほかの課では30を切ってますからね、どこもね。だから、努力の跡は伺えますけども、これ命の源ですよ、その水というのはね。この一番人間生活で大事なものということに置き替えれば30%というのはもう全然低いと、こういうことになってきますので、やっぱり課長、一生懸命取り組んでおられるようですけども、まだ私から言わせればちょっと甘いんじゃないかなと、取り組みが。というふうに感じますけども、いかがですか。

岡前委員長 福井管理課長。

福井管理課長 できるだけ増やさないというような取り組みと、それから、これから新しい滞納を生まないというような取り組みでできるだけ古い滞納、特に滞納については全て上げて、不納欠損にするについてはもうほとんど債権回収課と連絡を密に取り合っ居所不明にならんようにしているわけなんですけども、そうなった分については、今年欠損にさせていただいております。できるだけ、これからも滞納者に対してはできるだけ連絡を密にするように、徴収員さんも悪いんですけども、できるだけ本人と出会って取り組んでいかなければならないかなと考えております。

岡前委員長 東委員。

東委員 とめればいいんですよ、水を。払ってもらえなかったら、とめたらいいんです。とめて、なぜとめるんですかと言われたら、命にかかわる問題、これほど大事なものだから、なぜとめるんだと言ったら、命にかかわる大事なものだったらお金払ったらどうですか、最優先してと。こう説得すればどうですか。

岡前委員長 福井管理課長。

福井管理課長 これについては本当の公平性から見て、当然とめなければならないと。それで去年、これでとめますよということで、これだけちょっと特に悪質な場合、やってきたわけなんですけども、またこれからも大分やっていかなければならないとは考えております。

岡前委員長 東委員。

東委員 決算ですから、これ以上は申しません。どうしてきたかなと思うだけでね、ちょっと評価としてはまだ甘いという評価にしたいと思います。

それで、委員長、もう1点ね。

岡前委員長 はい、どうぞ。

東委員 同じ資料の3ページになるんですけども、平成24年の起債残高、償還金の状況がずっと上がってます。この一番最後のほうなんですけども、平成24年度末残高と

ということで、借り入れ件数トータルで749、354億と、こういう数字になってますね。そんな中でもう一方の資料がずっとありますけども、第95号議案から104号議案の資料がありますけどね、この中で全てやないんですけども、この別資料の例えば12ページを見ましたら、12ページを見た場合に限りですけども、中ほどよりちょっと上に留保資金のことが書いてますけどね、2億7,000万ほど上がってますけども、部長は当分大丈夫だろうということですけども、結構厳しいんじゃないかなと思うんですが、その辺の見解はどうですか。

岡前委員長 船引水道部長。

船引水道部長 資料の3ページの起債残高なり起債の償還の状況につきましては、やはり上水道の部分で説明しましたように、事業を起こすと、一番その整備の事業費の財源としては起債が一番大きなウエートを占めておると。それから、下水道につきましては、このように大きな起債を借りるというのは、やはりいつときに、どことも旧町時代に整備された部分が多いんですけども、生活環境を守ろうということで一遍に整備した関係上、起債の償還額が大きな額になってきておると。それから、もう一つは、施設は整備されたんですけども、施設が減価償却もそうなんですけども、耐用年数というのがやはりコンクリートの建物であれば50年なり60年という期間で償却していくようなスパンが長い部分と、それから、この起債の部分については早いんで15年ぐらい、遅いんでも25年のスパンで来ますんで、どうしても一遍にその償還金の発生がしますんで、その償還をするための起債というか、期間の差がありますので、その分が一遍に償還をせんとあかんで、またそれを返すための起債というのが平準化債というのがあるんですけども、それを買う関係でなかなかこの償還金の額が減ってこないという形、それから、そないしていきよると、また施設が悪くなって更新をかけていかんとあかんということで、経営に対しては悪循環な状況になっております。現実その残高なり償還する残高を見ながら、将来計画も十分立てていかんといかんのですけども、今のところ下水については国庫補助金がまだありますので、それも有効に活用しながら整備は進めていきたいなというように考えております。

岡前委員長 東委員。

東委員 もうよく御承知のことですね、進められておると思うんですが、平成24年度決算ということで、あえて申し上げておるんで、先ほど言いましたこの留保資金でも2億7,000万ほど上がってますけども、やっぱりこの数字が5億ぐらいになるような、そのぐらいの状態に持っていかないと、水道事業というのは非常に悪循環に

なるし、苦しくなるだろうと、こんなふうに思いますので、水道料金が高いとか安いとか皆さん言ってますけども、高いから下げればいいじゃないとか、そんな問題じゃなくて、やっぱり根底からこの状態でやっていく必要があると思いますので。ですから、先ほど一番冒頭に申し上げた水源池の確保のところでも、やっぱりその確保したことによって後からその確保に対して費用がかかるような部位はよくないというんで、急ではあるけども慎重を要するなと言ったのはその辺にあるんで、やっぱり十分慎重にやっていただきたいなと、このように思います。

委員長、もう最後にね。

岡前委員長 はい。

東委員 この別のもう一方の資料の第101号議案、第102号議案、第103号議案、第104号議案、これ第95号議案から始まって全てに通じることなんですけども、やっぱりこれも繰り返しになりますけども、使用料がこれだけ未収、滞納があってはやっぱり片や健全にいい方向にしようと思っても、こっちで足引っ張られたら、やっぱり何なりませんので、もうこの両面で最善の努力をして、平成24年度はちょっとまだ合格点ではなかったんかなと思いますので、お願いしたいと思います。

岡前委員長 答弁。

船引水道部長。

船引水道部長 御指摘のとおり平成25年度につきましては、今、管理課長のほうからもありましたように、滞納整理について力を入れて未収金ができるだけ少なくなるような対策というのをとっていきたいと、こう思っております。

岡前委員長 ほかございますか。

飯田委員。

飯田委員 私は一応所管の部でもありますので、皆さんもおっしゃっておるとおりであります。なかなか難しい問題ではあると思います。特に、使用料等々、いろんな問題があるかと思うんですけども、成果説明の112ページの上段にありますように、年間有収水量ですか、これを利用促進を進めていかなければならない反面、今いろいろと問題のあります未済金、この辺もありまして、難しい問題だと思えます。この地域性でもありましよう、上水を使わなくても水が飲めるという田舎独特の風土といいですか、そういうものがある中でのことでありまして、先ほどおっしゃいましたように、安全安心な水を供給する義務もありましよう、そんな中での起債を起こしてまでもやっておる事業であるということをもっともっと市民に理解を求めて、これは何としてもそういう利用料金の未済金があるというようなことでは、

これは事業は成り立たないわけですので、もっともっと自分たちの仕事に自信と誇りを持って押し進めていっていただく必要があるかと思うんです。料金が高いとかそういう意見もございます。これはやはり自治体をもっともっと見なければいけないというような意見もあるんですけども、これ自身も考えながら、生命に関する問題です、水はね。だからこの事業をやっておること自体にもっと自信と強力な体制で進めていってもらいたいと思います。それについて自分の気持ちをお伺いしたいんですけど。

岡前委員長 船引水道部長。

船引水道部長 議員さんが言われるように、今の宍粟市の実態も十分御存じのように、水が自分とこの家だけ、ほん近くの集落の生活するだけの水というのは豊富にあるというようなこと、それから悲しいかなその水道事業はある一定の規模で運営していかんといかないということで、その規模を求める水源についてはなかなか大きな水量の水源がないという形で簡易水道も全部で17カ所なんですけれども、点在をせざるを得ない実態、それから一つ水を送るにしても、どうしても1軒1軒の家の距離が長い、どうしても配水管で水を繋がなんだら途切れてしまいますんで、繋ぐということになると効率が悪いと。そういうような実態もありながら、やはり水道料金としては上水道については独立採算であり、簡易水道においても将来的には独立採算であるし、今も一般会計からの補填があって初めて成り立つとる水道事業であります。生活に一番密接した水がなければ生活できない実態がある中で、こういう水道事業という形で担っております。やはりそういう部分については十分認識をする中で、今後、住民の方に安心して飲んでいただける水のPRなり、啓発を十分に行っていきたいと思います。

料金につきましても、今見直しをしよる中で、十分事前にこういう費用が要るからこれだけの水準の料金の負担をお願いしたいんやという部分も含めて十分説明をしていきたいなと考えておりますので、よろしくをお願いします。

岡前委員長 飯田委員。

飯田委員 そういう意味においてもやっぱり公平性というものが大切になってくると思うんですけども、ちょっと参考資料の分で5番の例の簡水の使用料の未納額の分で一宮が突出して多くなっているのは、理由は何かあるんでしょうか。件数が多いんですか。

岡前委員長 資料わかりますか。

福井管理課長。

福井管理課長 一宮が特にちょっと多くなったときがございます。それといたしますのが、特に平成21年の災害のとき、それまでは一宮もそんなに多くなかったんですけども、そのときにどうしても滞納の部分につきまして、この部分には本庁のほうでは山崎、それから一宮では一宮市民局の地域振興課がそこを担当するというところで、ちょっと多くなっておりますけども、相当一宮も力を入れて集めていただいておりますというようなことでありまして、このことが大体昨年、平成24年度で簡水の分については、ある程度減少の方向に向かったというようなこととございます。

岡前委員長 飯田委員。

飯田委員 その平成21年の災害との関係というのは、どういうことなんでしょうか。

岡前委員長 福井管理課長。

福井管理課長 それにつきましては、平成21年の災害のときに、一宮が災害の箇所が多かったという関係で、ほとんど設計やそこらに全て地域振興課の職員、水道の担当の職員も全て携わった関係で徴収やそういう滞納の関係でちょっと回れなかったというようなこともございます。

岡前委員長 飯田委員。

飯田委員 ちょっと理解に苦しむんですけども、直接職員が徴収とかをしとるわけですか。

岡前委員長 福井管理課長。

福井管理課長 本庁では担当職員が給水停止やそういう関係やいろいろ交渉しますけども、専門の徴収員がおりますので、大体給水停止に行くまでに全部一応滞納者を当たっていただくという関係でしよりますけども、市民局のほうでは水道の1名あるいは2名の担当職員が直接給水停止、それから交渉、それから徴収というようなことに出ております。

岡前委員長 飯田委員、わかりますか。

飯田委員 現年度は87件になってますよね。過年度は36件と。現年度というのは平成24年度のことなんでしょうか。

岡前委員長 福井管理課長。

福井管理課長 はい、そうです。平成24年度の関係で、このとき5月末で一応締めるんですけども、5月末で締めたときにはまだ払うのを忘れとる人もございますし、そのところである程度、87件、ちょっと件数が多くなっている関係もございますけども、これは平成25年度のうちには大分、今も少なくなっているとは思いますが。それじゃなしに、下の36件につきましては、これは少なくなっていると思います。

岡前委員長 飯田委員。

飯田委員 しつこいようですが、ということは、年度末までには納まらなかったけれども、それ以降にこの87件はある程度処理できているということになるんですね。

岡前委員長 福井管理課長。

福井管理課長 はい、そうです。

岡前委員長 飯田委員。

飯田委員 ということは、また来年にも同じことが繰り返されていくという傾向が続いているということになるわけですね。

岡前委員長 福井管理課長。

福井管理課長 ある程度少なくなったかもしれませんが、やはり、この傾向はどうしても月末を締めるときに、ある程度給水停止までいくまでになったら数カ月かかりますので、その関係で毎年のような傾向で、ちょっと例えば前年度の分が当然、ちょっと一番ようけ残るといようなことはございます。

岡前委員長 飯田委員。

飯田委員 先ほどからといいますか、この決算におきまして、ずっとそういうお話を聞いとるわけなんです。過年度については何とか徴収していくと。現年度についてはそれが起こらないようにいろんな方策をもって過年度分として残っていかないようにしていくんだというお話を聞くんですけども、それに対する直接的なこんな取り組みで残さないということってあんまり聞かないんですね。過年度分について、その強化月間を設けたりとか、いろんな部門を設けて徴収するということは聞くんですけども、現在進行形の分について、いろんな対策を打ってという話はされるんですけども、いよいよどんな対策を打たれているのかなというところにちょっと疑問を感じますが。

岡前委員長 答弁できますか。

福井管理課長。

福井管理課長 過年度分につきましては、当然、徴収員やそこらの人につきまして、市民局だったら職員ですけども、そこが戸別に当たっていくというようなことと、それからこちらのほうでは、現年度分につきましては、どないぞ滞納を生まないように、まずピックアップさせていただいて、通知なりを送って催告それなりするなり、最後に、例えば払えないのであれば、こちらのほうに出向いて来ていただいて納入の相談をすとか、そういうことはしています。それから、最悪の場合には給水停止をうちは出すわけですけども、そういうことです。

岡前委員長 飯田委員。

飯田委員 大変厳しい、それだけはしたくないということではありましようけれども、電気なんてあっという間にとまりますよね、払わんかったらね。やっぱり、その辺のある程度の厳しさというものは大切やないかなと思うんですよ。払わんと逃げとったらいつまでたってもええという、その逃げ得ということをつくると、やっぱり公平性の分からも、逆にそういう人が増えてくる可能性のほうが多くなると思うんで、本当にやるほうとしては苦渋の決断かもしれませんが、大きな目で見れば、それが全体のためには必要かなとは思いますが、先ほど言いましたように、自分たちがやっていることは、正しくいいことを絶対にこれは必要なんだという信念を持ってやっていただければ、本当にその苦渋の決断もせざるを得ない場合もあると思うので、その辺は強い意思で頑張っていただきたいと思います。

回答は要りません。

岡前委員長 それでは、ほかございますか。

それでは、大分時間がたちましたので、2時半まで休憩させていただいて、続けたいと思います。

午後 2時21分休憩

午後 2時30分再開

岡前委員長 それでは、再開をさせていただきます。

それでは、鈴木副委員長。

鈴木副委員長 お願いします。

ちょっとこれも誤解があったらというか、私、こちらに来てまだ3年目なので、過去の経緯、合併前の経緯を知らないの、失礼なことを、あとは間違っていることを言うかもしれませんが、もしそうであればただしていただければと思います。

今、いろいろな方から聞くと、いわゆる水道事業は、山崎町の一部というか山崎町の事業で、あと簡易水道は他の旧町及び山崎の一部ということで、これはわかんない、市民の方の話なので、結局、山崎の水道の事業の借金なり何なりを合併前の波賀、千種、一宮が負担しているような感覚で、多分市民の方はいらっしゃるといふふうに思うんです。僕自身は、前の料金とか、そういったことを詳しく知らないんで、何とも言えないんですけども、水道事業の決算資料の中に、206ページから209ページまで企業債というのが出ていて、これが支払償還終了が平成55年が一番先になるんでしょうか、ちょっと気の遠くなるような年月と、あと額があるんです。

先ほども言ったとおり、営業の収入と営業の費用、単純に言ったらそこでは賄えているんですけども、営業外の支出が非常に大きくて、何でしょう、これだけ一公営企業ということで、一企業として一般的に見たときに、これだけ借金があって、今後、経営が成り立つのかどうかというのは非常に不安なんですけども、この何て言うんでしょう、借金体質みたいなものが、これが料金の高いことに繋がっているのかどうか、はっきり言うと営業の中でとんとんというか、収益が上がっているところを見ると、こういった営業外の費用は、当事者というか、現市民にとっては申しわけないですけど、関係ないというか、そこまでもし負担をせざるを得ないというのは許せないような感じがあるんですけども、そのあたり、この料金とこういった債務の関係というのは、どういうふうに捉えたらよろしいでしょうか。

岡前委員長 答弁は。

船引水道部長。

船引水道部長 今、御質問の企業債の償還の部分と、こんだけの起債があれば、将来的に経営に負担がかかるのではないかなという御質問が1点目やと思います。

これにつきましては、企業債につきましては、前の説明の中にありましたように、事業を起こすときに、財源としては基本的には上水道は国庫補助金がありませんので、自主財源か、こういうように借金の起債か、それしか整備する財源を持たないわけですね。だから、ある程度資本を更新していく中では、前も言いよったように、減価償却でためた内部留保資金と起債を活用しながら、次の更新をしていくという形なんで、一定今の44億円程度の起債残高があるんですけども、これは旧町時代の上水道でいうと山崎町の区域にあるんですけども、これも平成12年当時から、山崎町全域を町民皆水道という形で、未普及の地域を整備していった部分が起債の208から209とかという部分で、簡水債と書いてある部分が、すみません、平成16年は清野の部分なんですけども、その前の平成9年あたりの部分についてが未普及の地域の起債がここにかかわってきます。だから、今の新たな区域を拡張するときには、そのような起債を借って整備しとって、関係からこの起債がちょっと膨れ上がった形になっております。

今、簡易水道におきましても、全体の資産評価をやった中で、ちょっと今、手元に正確な数字を持っていないんですけども、この企業債というのが物すごく大きなウエートを示して、毎年上水と同じ程度の起債を償還をしなくてはならない、減価償却も同じような数字で推移していくという形になってきますので、やはり、今度の簡易水道整備も含めて、この起債というのは将来的な水道施設を持続するために

は必要な財源であるというのがいま1点であります。

経営にどうしても負担がかかってくるのではないかなというのは、やはり、独立採算の部分で、自分の蓄えた費用、住民からもらった部分も含めてなんですけども、自主財源で経営を運営していくという形がありますので、どうしても資本費の部分も一部料金の中で負担をしていただかなければ、その施設の更新の改善というか、回転というのがいかないんで、そういう形で若干資本費も含まれておるとというのがその水道料金の中身の分解をしますと、そういう部分が当然出てくると。

それから、使用水量に応じた発生をする費用と、メーターとかそういうように固定的な、必ず1軒に毎年発生する水量に関係なしに発生するものと、そういうような分解をしながら料金というのは決めておるんで、一旦その資本費が膨れ上がると、どうしても料金にはね返ってくるというのは、確かにそういう傾向があります。

以上です。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 現在のその料金で、割合何対何ぐらいでというのはあるんですか。資本的な部分を負担しているのが、料金のうち何割ぐらいを占めるとかというのは、概算で何かありますか。

岡前委員長 船引水道部長。

船引水道部長 総括原価になっとるんで、資本費の何%ぐらいがその料金にはね返ったとかいうのは、ちょっと試算をしてみないとわからないんで、全体の費用、特に資本費に占める部分といたら、起債の利子の部分が収益的に料金にはね返る部分なんですけども、それが約全体の費用の、正確な数値ちょっとわからんのですが、10何%、全体で元利償還で67%から70%近い費用のうちの起債、元利償還金で占めよう割合というのが約70%弱を占めるとするという実態です。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 料金のうちの7割が元利償還ということですか。

岡前委員長 わかりますか。

船引水道部長。

船引水道部長 利息の部分につきましては、費用の18.8%で、減価償却、元金にかわるものなんですけども、それが43.6%と。その減価償却については料金ではなしに、全体の費用に関してはそういうような、給水原価に関してはそれが入ってくるわけなんですけども、その割合です。

岡前委員長 わかりましたか。

鈴木副委員長。

鈴木副委員長 勉強しますが、大体じゃあ半分ぐらいは、43.6と18.8で60%、それぐらいは料金にはね返ってきていると考えていいということですか。もし、それぐらい勉強しろということなら投げてもらって結構です。

岡前委員長 船引水道部長。

船引水道部長 直接料金にはね返った部分としては18.8%の部分で、減価償却の部分については、費用は現金を伴わないんで、直接は、費用の面では入っていますけども、料金に占める割合というのは、その部分は内部留保のほうへ回りますんで、直接今のところは計算はしていないということです。

岡前委員長 わかりますか。

鈴木副委員長。

鈴木副委員長 はい、勉強します。

あと、すみません、先ほど最初の質問で出た水道の整備されていないところ、特にというか、引原の地区なんですけども、あそこは地域からも是非とも水道設備をつくってくれというか、それも経緯がよくわからないんですけども、要望を出しているというふうに聞いてはいるんですけども、現在、何でしょう、自治会がフィルターを掃除したり、源流のところの整備をしたり、塩素を入れたりというふうに行っているんですけども、今後もそれはそういう方向性の管理になるんでしょうか。

岡前委員長 富田波賀市民局地域振興課長。

富田波賀市民局地域振興課長 引原水道施設の今後の管理なんですが、先ほど鈴木委員が言われました、基本的には地元管理ということをお願いしたいと思っております。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 それは、ほかの地域でも同じような形態のところ、先ほどあるようなことをおっしゃっていた、それは引原だけですか。地元があのように管理をしている状態というのは。

岡前委員長 わかりますか、ほかの地域。

船引水道部長。

船引水道部長 未普及地域の部分に対してはそのような形態をとっております。山崎でいいますと、小茅野地域が集落水道ということで、自らの水源を確保されて塩素滅菌で各戸に配って生活をされておると。料金については、自分らが維持管理するだけの費用ですという形をとっておられると。ほかの小さな水道に対しても各

隣保単位ぐらいな小さな部分なんですけども、そこは自主的に自分らの要った費用だけを負担して管理をしておるとというのが実態です。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 その方式は、平等性とか公平性の面で特に問題はないんですかね、地元が了解していれば、それはそれということで理解してよろしいんでしょうか。

岡前委員長 船引水道部長。

船引水道部長 市としまして、やはり、未普及地域をなくしていこうというのが一つの方針ではあるんですけども、やはり、今のその地域、例えていいますと、引原地域にしますと、その周辺にある水道というのは北のほうの鹿伏、それから南のほうの日ノ原と、どちらも距離にして2キロ以上ぐらい離れている関係で、そこまで水を持っていこうと思ったら配水管が要ったり、上流であれば自然流下で流れるんですけども、管路が長い、それから南からとポンプアップというようなことで、費用対効果も含めてやはり、この当初の計画も波賀町時代にそこでひっつけようかなと、もう配ろうと、未普及をなくそうという形で整備されたんですけども、なかなか費用が大きいし、負担も大きくなるということで、補助金を出して、その集落だけで安全な水が、管理だけすれば施設としては十分間に合う施設を構築して、補助を出して自主管理をしてもらいたいという方向だと。統合して、統合というか合併して、市のほうの方針も未普及については解消しようという形はとるんですけども、やはり費用対効果の部分で今の負担が何億円というお金を投資すると、皆さんに、住民の方全部に影響してくるという形で、今のところは水源として、水道としてある程度しっかり管理すれば、十分安全な水が供給できるという体制がある部分については未普及という取り扱いはしていないという、そういう感じで進めております。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 あと、その水源の管理についてお伺いしたいんですけど、引原、実情を申し上げますと、私ずっと管理をしていた者ですけど、何でしょう、そんな方いないだとは思うんですけど、あそこに何か毒性のあるものを入れたら一発で水道水を汚染できるぐらいの管理しかできていないんですけども、ほかの水道というのもその感じなんですかね。非常に安全という意味では、塩素を入れているということは、殺菌はするんですけども、逆に言ったら、簡単に違うものを入れられるというような状況なんですけども、ほかのところもああいう感じの管理で十分安全上問題ないんでしょうか。

岡前委員長 船引水道部長。

船引水道部長 特に、表流水を供給するというか、需給する部分に対しては、今、委員が言われたように、毒物、農薬等を投入口に放流されると、たちまち水質悪化で飲めない水になってしまいますんで、その分につきましては、今、表流水等取っ
ておる部分につきましては、やはり、着水井といって水が処理場に入って来る前に、
今は魚等で監視しておるとい、そこは魚がいかれたら、その前にあれなんですけども、
取水口での管理というのは、やはり、人が来れないようにフェンスをすとか、
そういう管理はしていますけども、なかなか毎日監視カメラで見ているという
のは、上水道ぐらいで、あとはそんな大きな管理はしていないと。あとの水質管理
については、魚を飼ってその水質異常に対しては監視をしておるといような実態
です。

岡前委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 あの管理で問題ないのかもしれないんですけども、先ほど言ったと
おり、悪意があれば幾らでもできるような状況で、しかもその水は観光施設である
カヌーのところにも行っています。それで、カヌー祭りであるとか、そういった観
光施設のところに供給されている水になっていますので、恐らく水源も別に検査し
ているわけでもなく、24時間誰でもいつでもそこに行けるような状況で、取水口で
残留塩素は検査していますけども、多分それではひっかかってこない部分があるの
かもしれないんで、もし、今後、何か改善というかがあるのであれば、是非とも安
全上、管理の問題はいろいろ地域のこともあるので何とも言えませんが、安全な
水が供給できるかどうかということをは是非ともしっかりと担保していただければと
いうふうに思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

岡前委員長 答弁はよろしいですか。

ほかございますか。

西本委員。

西本委員 まず、成果説明書の119ページの上水道老朽配水云々ですけども、ここ
に一応は今お聞きしていると、データからも、宍粟市内、一応上水の関係の整備
はできたと考えておりますけれども、ここで、昭和50年代に埋設した水道管とかい
るんなものを順次そういう改善していくという作業を書いていますけども、これは
平成32年までの計画であるんですけども、今、昭和50年代に布設されたという配管
等は、これは山崎町内だけですか、違いますよね。まあ、いいんですけど、宍粟市
でもいいですよ、山崎なら山崎でいいんですけど、どのぐらいの割合でその古い配

管が埋設されているのか教えてもらえますか。

岡前委員長 わかりますか。

船引水道部長。

船引水道部長 今回の御質問の昭和50年代に布設した部分の随時更新をしていこうという形でしております。一つは、寿命が短いのが水管橋が一番短いわけなんで、その部分がやはりどうしても露出しよう部分がありますので、耐用年数としては短いということで、それに付随して配水管も布設替えをしているのが実態です。

基本的には、鑄鉄管で約40年が耐用年数になっております。もう一つ、今回、蔦沢方面等々更新しようわけなんですけども、それは一部に今は内部にライニングがされとんですけども、その当時異形管部分はライニングがなかったもんで、その部分が赤水が発生する原因があるということと、鉛管が給水管に使われとるという部分で、できるだけ早くそれを解消しようということ、年次的に整備をしていこうという計画になっております。

全体で山崎町だけでいくと186キロほど配水管がある中で、老朽管というのは、確かな数字ちょっと記憶していないんですけども、10%ぐらいが今老朽管に該当するような形になっていると思います。

岡前委員長 西本委員。

西本委員 それは山崎町内ですか。

岡前委員長 船引水道部長。

船引水道部長 上水道の区域なんで、山崎町の範囲内ということですよ。

岡前委員長 西本委員。

西本委員 その配管等は、体に害を及ぼすようなそういうものではないですよ。

岡前委員長 船引水道部長。

船引水道部長 害を及ぼすようなものではないです。一時的に赤水が発生したりという部分があります。鉛管については、今のところ害は出ていないんですけども、溶解すると危険やという形で、今できる限り早く改善しなさいという通達は出ていますけども。今、水道水としては、朝一番の水は極力引用に飲まないというような指導はして、体に堆積すると危険という部分がつきまとうかもわからないんですけども、今のところは影響ないという範囲です。

岡前委員長 西本委員。

西本委員 私も水道料金については、赤穂が非常に一番安いということで、研究にも行ったんですけど、赤穂が安い上に、今悩んでいることは、古い老朽した配管を

やりかえる部分が、それが料金にはね返ることがあるので、なかなかやりかえることができないという悩みというか、そういう部分を訴えていました。だから、これ早目早目で手を打って計画的にやりながら、当然、料金にはね上がらないような計画でやっていただけるんですね。

岡前委員長 船引水道部長。

船引水道部長 今回の計画はできる限り料金に反映されないというか、整備事業が料金に反映されないような形態をとっていきたいということで、年次的に計画してその限度を超えないというか、一時的には超える部分もあるんですけども、押し述べると平均的な整備計画というのを立てております。

岡前委員長 西本委員。

西本委員 そんな中で、平成26年度に向けて料金統一をしていく中で、次に、この資料の1ページ目に、宍粟市の水道事業の概要というのがあります。特に、山崎町の上水道が載っているんですけども、人口とかいろいろ普及率が99.5%と書いています。実際、その山崎町についての、これ山崎町だけのことを言いますが、普及率が99.5%、それに対して、特に上水で接続率というものと、それから、その世帯に対して大体、例えば3人家族だったらこのぐらいは使うだろうとか、5人家族だったらこのぐらい使うだろうとか、そういう接続率と、それから使用率みたいなもの、そんな矛盾と申しますか、差はないんでしょうか、どうでしょうか。

岡前委員長 誰が答弁できますか。

船引水道部長。

船引水道部長 接続率につきましては、普及率と同じに考えております。というのは、個人から申し込みがあってそのまま個人の費用で施工してもらう形になりますので、普及率と接続率は同じという考え方をしております。

あと、使用量につきましては、一般的に標準家庭というか、3人とかというようにいろいろなんがあるんですけども、世帯別に人口別の部分でいいますと、統計をとっているのが、東京都がそういうように人数別に世帯別に統計をとっているわけですけども、ひとり暮らしでいきますと、7.7立米が1人、それから2人が12.6だったかな、ちょっと正確な資料がないんですけど、そういうようにしております。上水道というと山崎町になるんですけども、これだけ普及がされとんですけれども、やはり地域で有効な水源があるということで、若干人口別が標準のより少ない使用水量というのが統計ではっております。

岡前委員長 西本委員。

西本委員 是非そういう部分も指導をしていただかないと、繋いだは使っていないわという話もございますので、それが料金にも影響してくるということが考えていますんで、是非そういうところにも目を光らせて指導をしていただきたいというふうに思いますけど、いかがですか。

岡前委員長 船引水道部長。

船引水道部長 特に、飲用水については今までの水道水を飲んでいただきたいということで、概ね住人の方も飲用水については上水道、水道の水を使用されているというように認識をしております。しかし、生活用水の中では、トイレとか洗濯機等々流す水というかね、下水道料の料金にも反映してくるんですけども、は極力、安全な水が一番いいんですけども、周辺に有効な水源があれば、それを利用するという形がとられておりますので、やはり、普及については安全という面から見ると、やはりほかの井戸水等の水については管理がされていないし、どのように汚染されているのかもわかりませんので、そういう点からできるだけ上水を使ってもらいたい。特に、下水、それからおふろなんかも含めて、おふろでもつかうだけという形があるんですけど、やはり、どういう形でも飲用、口に入るおそれがありますので、できる限り上水を使ってもらいたいと。

器具等も最近精密な器具になっております。その関係で、やはり、微量の不純物が入っておりますと、機器に影響があって、すぐに壊れたという例もたくさんありますので、そういう点も含めて住民の方に安全・安心な水という形で普及をしていきたいと思えます。

岡前委員長 よろしいですか。ほかないですか。

東委員。

東委員 ちょっと聞き忘れがあったんで、1点だけ。

資料の1ページなんですけど、水道事業の概要というところの普及率のところ、ちょっと2カ所。1カ所は、一宮の福知溪谷専用水道のところ、ちょっとこれわからないんで、教えてください。

それから、その次の千種の簡易水道、ここをちょっと教えてください、説明を。

岡前委員長 答弁できますか。普及率の内容やね、低い理由やね。

東委員 そうそう。

岡前委員長 船引水道部長。

船引水道部長 福知溪谷については、一応この行政区域なり、現在の給水人口というのが、やはり住基の人数と、それから現在住んでおられる人口で、やはり住民票を

置いたまま出られておるといような形があって、その1人、2人の部分については、そういう差が出てきておるんで、そういうような低い数字になっております。

それから、千種につきましては、一応全域を普及はできとんですけども、接続の部分で、一応イコールにしとった関係で、普及率についてこういう形をとらせてもらっています。

岡前委員長 東委員。

東委員 千種に関してね、89.5、これずっと今まで努力の結果89.5まできたということで受けとめていいのかな。それで、これが大体もう目いっぱいの状態なのかなと、その辺だけちょっとお聞きしたい。

岡前委員長 船引水道部長。

船引水道部長 今のこの89.5%につきましては、概ね皆さんにお知らせをして、接続推進を図っておると。今、若干給水を申し込んでされとんですけども、まだ完了がしていないという部分が何ほか残っておりますので、パーセントとしては若干上がる傾向はあるとしても、概ねこれが限度ではないかなというような推測はしております。

岡前委員長 東委員。

東委員 ここまで、当初50%ぐらいでしたからね、産業建設常任委員会から随分離れて、もう年がたっていますのでちょっとわかりにくかったんですが、もう水道は必要ないんだという家庭もあるように聞いとるんですね。それで、さっき言ったように、この89.5、約90で大体もう天井まできたのかなという、ちょっとそう思いながら聞いたんですけども、大体そんな認識でよろしいんかいな。

岡前委員長 船引水道部長。

船引水道部長 旧町時代に整備された部分がありまして、最終的に平成16年に認可をとられて、千種の簡易水道が全域をやられたと。それまでは旧の町中付近だけの簡易水道だったんですけども、そのように一遍に平成16年度に全域を給水区域としての整備をされたと。それまでの間につきましては、やはり、地域に豊富な水源があったということで、やはり特に下水道を整備される段階で、各集落での水源確保というか、水の確保という形で、一定補助金を出されて、その集落内での整備をされたというように聞いております。

それで、その費用もある一定住民負担で整備をされていますので、十分今も使用されておる部分がたくさんありますので、その施設が管理もしにくくなりすれば、だんだん増えてくるとは思うんですけども、それは健全な間は併用という形をとら

れるのではないかなというように推測をしています。

岡前委員長 よろしいですか。ほかございますか。

小林委員。

小林委員 最後に、成果説明の15ページの起債の関係、起債がようけ出とんですけれども、ここ一つ間違っている、一宮南中学校と河東中学校というのがどこにあるんか知らんねんけど、小学校だったら知っとんやけど、これ違とんやな。

それはいいとしまして、これだけの起債があるわけなんで、大変無理な話かと思うんですが、来年度のいわゆる水道料金ですね、平成24年度の決算も含めて、そして、また平成25年度も含めて平成26年、水道を皆さんがたくさん使っていただいて、値段を少しでも安くしていただく、この表を見ただけでは安うしてくれというのはなかなか言いにくいだろうと思うんですが、やっぱり皆さんの願いなんで、その辺を十分に考えていただいて、平成26年に向けていただきたいなと思います。もうこれだけです。

岡前委員長 船引水道部長。

船引水道部長 今御指摘があったように、やはり市債の状況なり、今の料金の収入の面から見ますと、なかなか厳しい面というのは確かにありますし、これから、人口もだんだん下がってくるという関係がありまして、やはり水量と人口には大きな影響が出てきますので、そこら辺の将来計画も含めて、今、検討はしております。確かに、減らせる要因というのはあまり大きな要因は少ないんで苦慮している部分があるんですけども、今、やはり費用の面を抑えるという、それから整備計画等をその事業費、費用の面を考慮しながらできる限り少ない、下げられるような財源確保と料金体系を今模索しているという感がありますので、いましばらく検討段階で、できるだけ早く素案ができたからお知らせをしていきたいなというように考えておりますので、よろしくお願いします。

岡前委員長 小林委員。

小林委員 市民の期待に沿えるようにひとつ頑張ってください。

終わります。

岡前委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

岡前委員長 それでは、ないようでしたら、水道部の審査を終わらせていただきます。

どうも水道部の皆さん、御苦労さまでした。

それでは、決算の委員の皆さんはそのまま待機していただいて採決をとりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

午後 3時07分休憩

午後 3時08分再開

岡前委員長 それでは、再開をさせていただきます。

大変5日間御苦労さまでした。

以上で、決算審査は全て終わりましたので、これから各議案ごとに採決をさせていただきます。

議案については、個々に採決をさせていただきます。

挙手により賛否をとりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

その前に、通常今までのやり方では、討論については本会議で同じ内容を行うということなんで、委員会では省略をしてきましたけれども、どうしても討論をやりたいという方がありましたら、これは拒否するものではありませんので、やっていたらと思います。

これについてはどうですか。省略させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岡前委員長 それでは、省略という形で行わせていただきます。

まず、最初に、第95号議案、平成24年度宍粟市一般会計歳入歳出予算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

岡前委員長 賛成多数で、認定されました。

続きまして、第96号議案、平成24年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

岡前委員長 挙手全員です。全会一致で認定することになりました。

第97号議案、平成24年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

岡前委員長 挙手全員です。全会一致で認定されました。

次、第98号議案、平成24年度宍粟市鷹巣診療所特別会計歳入歳出決算の認定につ

いて、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

岡前委員長 挙手全員です。全会一致で認定することに決しました。

第99号議案、平成24年度穴粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

岡前委員長 挙手全員であります。全会一致で認定されました。

次、第100号議案、平成24年度穴粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

岡前委員長 全会一致で認定されました。

続きまして、第101号議案、平成24年度穴粟市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

岡前委員長 全会一致で認定されました。

続きまして、第102号議案、平成24年度穴粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

岡前委員長 全会一致で認定されました。

第103号議案、平成24年度穴粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

岡前委員長 挙手全員であります。全会一致で認定されました。

第104号議案、平成24年度穴粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

岡前委員長 挙手全員であります。全会一致で認定されました。

第105号議案、平成24年度穴粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

岡前委員長 賛成多数で認定されました。

第106号議案、平成24年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

岡前委員長 全員賛成で、全会一致で認定されました。

第107号議案、平成24年度宍粟環境事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

岡前委員長 挙手全員で、全会一致で認定されました。

以上をもちまして、採決を終わります。

それで、採決が終われば決算委員会も終わりということになるんですけども、最終日にこの決算の採決内容と報告をしたいと思っております。

最初に決めましたように、各委員の方にそれぞれ担当していただいてまとめをというふうな話になっておったんですけども、私も委員長としてほとんどの一問一答の議案について、質疑と答弁についてはメモすることができましたので、この3日間の休みの中で教育委員会とあと今日の二つの部以外のところは、何とか私なりのまとめをさせていただきました。そういうことで、あと明日、明後日2日間いただければ、私なりの原案としてのまとめはできると思いますので、私の希望として26日の午前中には事務局にメールで送れたら送りたいと思います。

それで、あとは副委員長と事務局のほうで一度点検なりしていただいて、それで同日それでいいということになれば、各委員全員の皆さんに送らせていただいて、確認をとって必要な箇所は訂正をしていただきたい。それで、30日の当日完成で間に合うことなんで、27日も含めて、もし訂正なりつけ加えてもらいたいという箇所があれば、事務局のほうに言っていただいて、最終的に事務局のほうで完成してもらったらなというふうに思っておりますが、これでいかがでしょうか。どうしてもまとめたいという方はまとめていただいて出していただくと、事務局は助かると思うんですけども、副委員長のほうもそれでよろしいですか。

鈴木副委員長。

鈴木副委員長 最初、責任を持って分担したのであれば、その委員長がまとめたものと、各担当の方の委員の方との照らし合わせはチェックとしてできると思うんですけども、委員長が出したものをチェックするすべがないんで、誤字脱字とかのレベルの話なのか。

岡前委員長 いやいや、明日、明後日の午前中までに、僕がとにかく原案をつくりますので、それを26日中には事務局と副委員長のところに渡るようにします。それで、基本今までのやり方としては、委員長と副委員長でまとめるということが基本で、それで、それぞれ担当してもらっていた方からまとめをいただいて、事務局からもいただくみたいなややこしい形をとっていたんですけど、今回は私も委員長をさせてもらって、一応メモはほとんどとれましたので、一応私のほうで全議案のまとめの案をつくった上で、副委員長にも見ていただいた上で、これで委員長と副委員長の案として、ほかの残りの委員さんに見てもらったらどうかということなんですけれども、あくまで元のルールに基づいて、まとめを出していただいたほうがいいということであれば、そうしていただいてまとめたらいいことですし。

岡前委員長 東委員。

東委員 今、委員長が言われることで結構ですよ。いや、皆さんよろしいか。異論がある人は言ってもらって。

岡前委員長 小林委員。

小林委員 見せていただいて、またこれだけ追加してくれとか、つけ加えてくれとかということだけは言えるわけなんです。ですから、委員長が今言われるとおりで私はいいですよ。

岡前委員長 とにかく、私のほうでまとめを出してもらうまでもなく、原案はつくらせていただきますので、その原案を見ていただいて、足したり引いたりしてもらったらいいと思うんです。

秋田委員。

秋田委員 それで、僕も東委員がおっしゃったように、委員長が原案をつくってくれるということは、それで大賛成やけども、さっき冒頭の説明のときに、教育部以外何とかと言っていたけど、教育部はまだ書いとらんということ。

岡前委員長 あと、教育部と残っている二つが残っているさかいに、明日、明後日に書けたら、とにかく短くまとめておりますので、たくさん、このことも言ってもらいたいということがあると思いますので、その部分は足しますので、最終的には委員の皆さん全員の意向を入れたものにしていきたいと。とにかく、私のほうで原案らしきものはつくらせていただいて、事務局と副委員長のほうで一応その次の案として、最終的な案に近いものにしていただいて、委員の皆さんにお配りをして、最終的に見てもらおうと。

東委員 もう、長々言わんでも、委員長が独断ですと言うとるわけじゃないんで、

一応案をつくって皆さんの意見も反映すると言うとるわけやから、もうよろしいですがな。

岡前委員長 副委員長のほうから、各委員さんのまとめたものを見てからしたほうがどうですかと言われるから、再度お聞きしているだけで。

東委員 いいです、もうそれで。

岡前委員長 西本委員。

西本委員 一応ですけど、事務局のほうに出しました。担当の部分。

岡前委員長 それは、もらって帰って参考にさせていただきます。

東委員 我々の注釈が死ぬわけじゃないんで、全部生きるわけですから、それでいいですよ。

岡前委員長 これ前回からですか、予算委員会を全部テープでとって、議事録をアップしよんやね。そういう格好はとっていますので。

小林委員 どうしても自分の意見を出してくれという人は、またそれ考えてもらったらよろしいんで、委員長の判断で。

岡前委員長 副委員長はどうですか。いかがですか。

いやいや、最初決めたルールどおりやってくれと言うてんやったら、ほかの委員さんにも自分が担当したところのまとめを出してくださいと言うとかなあかんし。

鈴木副委員長 だから、委員長が出したものを事務局と僕がチェックするすべがないんですよ。何をチェックするんですか。

岡前委員長 いや、だから、僕がまとめたものを見ていただいて、副委員長としての立場で。

林委員 いや、一遍出してもらったものを一遍委員が皆見るんやから、それにつけ足しとかそういうようなんがあったやつを今度見てもらったらいいわけやな。それを委員長、副委員長が見てもらったらいいわけや。

岡前委員長 だから、最終的にはそれが全員で見ってもらって、完成形にするんやけども、その原案をつくる今段階で、副委員長はほかの委員さんからのまとめがなかったら、僕が幾ら原案をつくってもそれは抜けとるかどうかがチェックができないでしょということを言われとんやと思うんやけど。

林委員 委員長が2日ほどでまとめてくれてんやで、それをほんなら議会事務局へ副委員長出てきて見てくれというのか、ファクスで送るんか、それを聞きたいんやと思うんじゃけどね。

鈴木副委員長 いや、そんなことじゃないですよ。

岡前委員長 それは今メールで送れるさかい、それはどうでもいいんやけど。要するにチェックの材料がないということでしょ。

鈴木副委員長 そこで見ても。

小林委員 そうやないでと言いよんやけん。

岡前委員長 だから、それを言われると各委員さんに担当のところのまとめを出してもらわなあかんから、僕は、その手間が大変やから、僕もずっと委員長として全部メモをとったんで、逆にそっちの委員席におったほうが、自分が発言せなあかんからメモがとれないんで、事務局にもしっかりテープをとってある程度の概要は起こしてもらいたいという話もしておったんですけど。僕なりにきっちりある程度は記録ができたという判断をしたんで、僕のほうでまとめをさせてもらったら、委員の皆さんの余計な手間を省けるし、事務局のほうも助かるんで。

岡前委員長 東委員。

東委員 委員長、よろしいか。委員長、御丁寧に説明されていますけども、もともと予算にしる、決算にしる、正副委員長がおって、委員がおって、委員長がずっと進行をきっちりやって、副委員長が書記的なことをやって、それでもってまとめをみんなですて、意見を出し合って、まとめて、それを一つのまとめ資料に作成しておったもんですよね。だけど、それをすると、なかなか発言しながらも大変だからということで、各担当を持って、そのまとめをしたらどうですかということになっていたんですけども、この際、委員長が小まめにまとめができたんで、それでよろしいかということなんで、そのことに対して我々はここはこういうふうにしてくださいというふうに言う機会もあるということなんで、全く問題がないと私はさっきから言うことで、そのようでもいいですかと、もうちゃんとしてもらったらどうですか。

岡前委員長 副委員長が。

東委員 何がわからないんか。

秋田委員 2人で話したらええやんか。

東委員 みんながええ言うとんだから。

岡前委員長 そやさかいに皆さんに関係することじゃないんですか。

秋田委員 委員長が提案して、岡前さんがずっとメモをとって原本らしきものをつくれるから、皆さんよろしいかと言うたら、みんなええと言うてるやん。

あと、それを委員の人にでき上がる前後にもう一度見てもらって改正すべきところがあるかないかということを出す言いよってんやから、それでええとみんな言う

てるやん、どこがあかんの。正・副委員長、2人で話したらえんやん。ほかの委員、みんなそれでオーケーと言うとる。

先ほど私が聞いたのは、まだ教育部はと言うさかいに、僕はまた書かないけんのかなと思ったら、書く必要はないというからオーケーどうぞ。全然問題ない。正・副委員長で何で話をせん。

岡前委員長 今までのやり方で言うたら、さっきも鈴木君から出ておったように、副委員長はどっちかいうたら書記的な役割でみたいなことを言われとったけど、僕は別にそういう意味合いでは思っていなかったし、だから、一応記録はほとんどできたから、鈴木君にそういう必要はないですよということを言うとなで。ただ、副委員長なんで、僕がつくったものに対してはその文章的やとか、鈴木君も決算委員会に参加しておったんやから、その記録面も含めてこの点大事やのに委員長として抜けとるとか、そういう部分のところを訂正をしてもらいたいという、事務局も含めてということを言うとするわけです。

秋田委員 従前やったら、副委員長もそっちの席に座っとるけど、何でこっちに座るの。

岡前委員長 だから別にそれは席のことやなしに、僕はそれで判断したんで、それはそれで結構なんですけど。

鈴木副委員長 じゃあ、結構です。委員長と僕の中で話します。

岡前委員長 それじゃあ、そういう日程で最終的に26日ないしは27日の午前中ぐらいには各委員さんに渡るようにつくってみますので、どうぞそれでほなよろしくお願ひします。

西本さんは出してくれとってんやで、それはもらって帰って参考にさせていただきます。

それでは、この5日間、大変長丁場で御苦労さまでした。

決算認定ということで、この委員会では全会一致で全ての決算書、賛成多数なり、全会一致で認定をされましたので、その旨本会議で報告をさせていただきます。

それでは、本当に皆さん大変長い間御苦労さまでした。

ありがとうございました。

(午後 3時28分 閉会)